

平成29年第4回定例会

孺恋村議会会議録

平成29年9月6日 開会

平成29年9月15日 閉会

孺恋村議会

平成29年第4回嬭恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月6日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○報告第5号の上程、説明、質疑	9
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○同意第5号の上程、説明、質疑、採決	16
○日程の変更について	17
○認定第1号～認定第9号の一括上程、説明、総括質疑	18
○日程の変更について	49
○議案第32号～議案第36号の一括上程、説明	49
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
○請願書・陳情書等の委員会付託について	63
○議員派遣の件について	63
○休会について	64

○散会の宣告	6 4
--------	-----

第 2 号 (9月12日)

○議事日程	6 5
○本日の会議に付した事件	6 5
○出席議員	6 5
○欠席議員	6 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 6
○事務局職員出席者	6 6
○開議の宣告	6 7
○議事日程の報告	6 7
○平成29年度孺恋村一般会計補正予算(第4号)の撤回についての上程、説明、 質疑、討論、採決	6 7
○認定第1号～認定第9号の質疑、討論、採決	6 8
○議案第33号の質疑、討論、採決	7 5
○議案第34号の質疑、討論、採決	7 5
○議案第35号の質疑、討論、採決	7 6
○議案第36号の質疑、討論、採決	7 7
○休会について	7 8
○散会の宣告	7 8

第 3 号 (9月15日)

○議事日程	7 9
○本日の会議に付した事件	7 9
○出席議員	7 9
○欠席議員	7 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 9
○事務局職員出席者	8 0
○開議の宣告	8 1
○議事日程の報告	8 1

○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
○請願書・陳情書等の審査報告について	8 5
○日程の追加について	8 6
○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
○請願書・陳情書等の審査報告について	9 0
○日程の追加について	9 5
○発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
○一般質問	9 7
佐藤鈴江君	9 7
伊藤洋子君	1 0 5
○閉会中の継続審査申出について	1 1 7
○閉議及び閉会の宣告	1 1 7
○署名議員	1 1 9

平成 29 年 第 4 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成29年第4回婦恋村議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成29年9月6日(水) 午前10時04分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 5号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 承認第 4号 平成29年度婦恋村一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認について
- 日程第 7 承認第 5号 平成29年度婦恋村一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について
- 日程第 8 承認第 6号 工事続行禁止の仮処分命令申立の専決処分の承認について
- 日程第 9 同意第 5号 婦恋村教育委員会委員の任命同意について
- 日程第10 認定第 1号 平成28年度婦恋村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 2号 平成28年度婦恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 3号 平成28年度婦恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 4号 平成28年度婦恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 5号 平成28年度婦恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 6号 平成28年度婦恋村上水道事業会計決算認定について
- 日程第16 認定第 7号 平成28年度婦恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 8号 平成28年度婦恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 9号 平成28年度婦恋村スキー場事業会計決算認定について

- 日程第19 議案第32号 平成29年度孺恋村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第33号 平成29年度孺恋村介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第34号 平成29年度孺恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第35号 平成29年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第36号 平成29年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第37号 工事請負契約の締結について
- 日程第25 議案第38号 工事請負契約の締結について
- 日程第26 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 日程第27 請願書・陳情書等の委員会付託について
- 日程第28 議員派遣の件について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	佐藤鈴江君	2番	土屋幸雄君
3番	唐澤弘君	4番	松本幸君
5番	滝沢俣明君	6番	黒岩忠雄君
7番	熊川一君	8番	伊藤洋子君
9番	大久保守君	10番	羽生田宗俊君
11番	黒岩鹿二郎君	12番	大野克美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	教育長	黒岩優行君
総務課長	松本源君	総合政策課長	下谷彰一君
税務課長	土屋和久君	住民福祉課長	松本芳男君
建設課長	宮崎芳弥君	農林振興課長	小嶋正君

観光商工課長	加藤 康 治 君	上下水道課長	熊川 武 彦 君
教育委員会 教務局長	宮崎 孝 君	会計管理者	熊川 さち子 君
監査委員	宮崎 判 次 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	黒岩 崇 明	書 記	宮崎 清
--------	--------	-----	------

開会 午前10時04分

◎開会及び開議の宣告

○議長（滝沢俣明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、平成29年第4回嬭恋村議会定例会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（滝沢俣明君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（滝沢俣明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、大久保守君、羽生田宗俊君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（滝沢俣明君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの10日間にしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は10日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（滝沢倅明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、8月22日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 黒岩忠雄君登壇〕

○議会運営委員長（黒岩忠雄君） それでは、議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、8月22日に委員会を開催し、第4回議会定例会の運営について協議しました。

第4回議会定例会の会期は9月6日から15日までの10日間とし、一般質問の通告期限は9月11日正午までと決定いたしました。

提出予定議案は、各会計の決算認定9件、議案としましては一般会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計などの補正予算5件、工事請負契約の締結5件及び報告1件、承認3件、同意1件が予定されております。

9月議会は決算認定が主な内容となりますが、全員協議会での審査は9月7日、11日の2日間を予定しております。

今回は請願書2件、陳情書2件、要望書1件ですが、請願書2件及び陳情書1件を産業建設常任委員会に付託し、陳情1件を総務文教常任委員会へ付託することに決定しました。また、要望書1件については議員配付とさせていただきます。

次に、当局から全員協議会で提出議案や懸案事項などについての説明・報告を行いたいとの申し入れがあり、初日議会終了後に行うことに決まりました。

そのほか、各常任委員会及び村創生対策特別委員会の開催については、9月12日本会議終了後に行うことと決定しました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（滝沢倅明君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書6月から8月分を受理したので、配付のとおり報告いたします。

また、本職において決定した議員派遣並びに6月定例会以降の主な諸行事はお手元に配付したとおりであります。

◎行政報告

○議長（滝沢倅明君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うため、発言が求められておりますので、これを許可します。
村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 9月議会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

議長の承認を得ましたので、報告をさせていただきたいと思っております。

6月以降の産業状況についてでございますが、9月5日現在の第1次産業でありますキャベツの案件でございますけれども、1,125万ケースでおおむね85億円と確認しておるところでございます。前年比較をいたしますと、前年が976万ケースでございましたので、対前年度は149万ケース少ないという状況でございます。金額ベースでございますけれども、72億円ということでございますので、対前年が85億円だったので13億円ぐらい少ないという状況でございます。9月議会と視察をする以前の盆明けからまああの単価でございました。

8月の議会視察で大阪市場等回った以降、4桁の相場が続いてきておって、今月に入りましてちょっと弱含みという状況でございますが、おおむね800円から1,000円ぐらいで推移しておるといってございます。このまま9月何とか乗り切っていただきまして、今まで安かった分につきまして、何とかいいところに来年度も再生産できる収入が得られるように強く望んでおるところでございます。

第2次産業の件でございますが、現在、村では第6回の入札と49件を発注してきております。対前年で合計金額が13億8,700万円ということで、対前年比では11億円強にプラスになっておるところでございます。これは学校、西部小の関係が大きな要素を占めております。

なお、あわせて、議員の皆様にも大変お世話いただいておりますけれども、5月31日以降、合計6回の災害がございました。現在合計箇所が47カ所、金額ベースで2億1,000万円ほどの災害対策の事業をやっておるところでございます。小規模土地改良で対応しておるところ、あるいは災害対応でやっておるところ等もございますけれども、いずれにせよ、相当数の47カ所で、現在あちらこちらのところで災害があったということでございます。担当も一生懸命頑張っておりますので、また、議会の皆様にもご理解をいただけたらと思っております。その他、国・県の直轄事業、あるいは県単事業等も相当数発注は前倒しでやるという方向で進んでおりますので、2次産業も、大変災害の関係ではお世話になるわけ

でございますけれども、力を合わせて2次産業の進行に努めてまいれたらと思っております。

第3次産業の関係ですけれども、6月はまあまあの堅調でございました。7月、8月は天候不良の影響を受けましたけれども、全体としてはおおむね前年並みで推移しておるという状況でございます。6月の9日、10日のJAF公認全日本ラリー、7月2日のキャベツマラソン、8月26日のバラギ高原コンサートイベント、9月3日のキャベツヒルクライムなど、誘客イベントの実施の際には、そんなにお客様が孀恋にご来村いただいたというふうにご心得ておるところでございます。お泊まりしていただく人数を、担当が今、精査しておりますので、対前年比で若干でもプラスの方向に行くように努めてまいりたい、こう思っておるところでございます。

続きまして、政策課題について何点かお話をさせてもらいたいと思います。財政再建の関係でございますけれども、一番懸案でございました実質公債費比率につきましては、昨年が8.4%、本年度は7.9%ということでございます。やっと、ある意味で自信を持てる財政状況になったのかなという気がしておるところでございます。ピーク時が193億円の借金総額がございましたが、現在は94億円というところでございます。また、基金につきましてはおおむねでございますけれども、35億円前後ということでございます。貯金をしっかりためて、また借金を減らして、財政規律を守って、今後も財政運営を進めてまいりたいと思っております。

学校再編の関係でございますが、今議会におきまして、議会の皆様方にご理解とご協力を、我々も十分説明責任を果させていただきました。しっかりと進めてまいりたいと思っております。いずれにせよ今年度において学校再編もしっかりと、できるべきことをしっかりとなし遂げてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

第3点目でございますが、上信自動車道、これにかかわる関係ですけれども、県のほうから長野原孀恋バイパスについては、そう遠くない時期に県のほうから私どもに連絡があると思っております。整備区間の格上げについてはしっかりとまたお願ひをしておりますけれども、議員の皆様ともども八ッ場ダム完成時までには、一部孀恋は整備区間の格上げをということをお願いしておりますけれども、何としても八ッ場ダム完成時までの長野原孀恋バイパス間の整備区間の格上げ、それから8月8日に発注されました鎌原から田代間の間、今、概略設計が発注されたところでございます。こちらのほうにつきましても、あわせて国・県にしっかりとお願いしてまいりたいと、こんなふうにご思っておるところであります。

これにあわせましては、それに付随いたします各地域からのアクセス道路体系というのもの

大変重要な政策課題だと思っております。あわせまして、これに関連しては鎌原観音堂の周辺整備計画、あるいは青山地区の将来のあり方等もあわせまして、議員の皆様方としっかりと協議をし、方向性を定めてまいりべき時期に来ておると思っておりますので、ご理解とご協力を切にお願いしたいと思っております。

さらにもう一点でございますが、公共施設の再編整備ということで、国からの指導にもよります、全都道府県、あるいは市町村におきまして、公共施設の再編整備計画を前年度末までにつくってきたところでございます。我が村におきましては、建物については113、そのほかに道路、農道、上下水道関係、あるいは上水もあるわけでございます、これらの基本的なインフラ整備が昭和の40年代、50年代に行われたものがちょうど老朽化してきておる、ちょうど建てかえ、あるいは補強するべき時期に来ておるという全国的なレベルのこともございまして、私どももその概略計画をつくらせてもらいました。今後におきまして役場、あるいは婦恋会館、あるいは昨年の3月にお話させてもらいました保健センター等、こういうものもろもろ再編、あるいは整備、それから中長期の考え方をまとめるべきに来ておると思っておりますので、上信自動車道とあわせまして公共施設の再編整備計画につきまして、ご理解とご協力を切にお願いしたいと、こんなふうに思うところでございます。

6月以降の主な行事の関係でございますけれども、7月2日キャベツマラソン、7月10日渋川・吾妻地域在来線活性化協議会総会、7月18日上信自動車道建設促進期成同盟会の総会、7月29日つまごい祭り、8月9日婦恋小諸間県道昇格促進期成同盟会総会、8月15日成人式、9月2日群馬県総合防災訓練、9月3日キャベツヒルクライム、なお8月24、25日につきましては議会の皆様方と大阪市場視察ということでございました。また、8月29日につきましては、全国山村振興連盟関東ブロック会議が婦恋で行われ、同時に、同日でございますが、議会の皆様方の千代田区と議会の交流会等が行われたということでございます。詳細につきましてはホームページのほうに掲載してございますので、詳細に確認していただけたらと思っております。

本議会は決算認定の議会ということでございます。その他重要課題が何点かございまして、全員協議会のほうにおきまして、我々しっかりと説明責任を果させてもらいたいと思っております。また、議員の皆様方の忌憚のないご意見等、ご指導いただきながら、前向きに車の両輪としてしっかりと頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君） これで行政報告を終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（滝沢倅明君） 日程第5、報告第5号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第5号につきまして、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告させていただきます。

まず、各比率の算定結果でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、普通会計、特別会計及び公営企業会計、全てにおいて収支は黒字であったため、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率、これは普通会計が負担する実質的な債務の返済額が標準財政規模に占める割合でございますが、3カ年の平均値でございますが、7.9%ということでございます。前年度から0.5%の改善となりました。

続きまして、将来負担比率、これは普通会計が将来において負担すべき実質的な債務の返済額から充当可能基金等の残額を差し引いた額に対する標準財政規模に占める割合でございますが、平成28年度において将来負担は黒字となったため、算定されませんでした。

最後に、資金不足比率でございますが、これは公営企業会計における資金不足額が料金収入などの事業規模に占める割合でございますが、いずれの会計も資金不足はなく、算定されませんでした。

要因といたしましては、まず実質公債費比率ですが、債務負担行為にかかわる支出が減少したことが要因でございます。

将来負担比率につきましては、充当可能基金が増加したこと及び地方債残高が減少したことが主な要因でございます。

今後も健全な財政運営の維持に努めてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で報告第5号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第6、承認第4号 平成29年度嬭恋村一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 承認第4号の提案理由を説明させていただきます。

一般会計補正予算（第2号）は、補正額2,499万8,000円を追加し、歳入歳出総額を71億1,599万8,000円とするものでございます。

内容としましては、5月、6月、7月の豪雨に対する災害対応のため、緊急に復旧を要することとなったために、補正予算を編成したものでございます。

議会を招集して、その議決を経る時間的余裕がなかったことから、嬭恋村一般会計補正予算（第2号）の専決処分を行いました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして本案を提出するものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

[総務課長 松本 源君登壇]

○総務課長（松本 源君） それでは、資料を2枚ほどめくっていただきたいと思えます。

承認第4号の平成29年度嬭恋村一般会計補正予算（第2号）の詳細説明をいたします。

平成29年度嬭恋村一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,499万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億1,599万8,000円といたします。

内容につきましては、5ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額2,499万8,000円になります。

次に、歳出になりますが、6ページをお願いいたします。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、第1目農林災害復旧費、補正額1,199万9,000円。それと第2項公共土木施設災害復旧費、第1目道路橋梁災害復旧費、補正額1,299万9,000円。こちら、ともに災害復旧工事費になります。

以上、詳細説明といたしますが、よろしくをお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） すみません、6ページの2件説明があったんですけども、箇所、どの場所でどんな工事を行ったかだけ説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

災害のあれが5月31日にありまして、ここは田代地区、大笹地区が集中豪雨に遭いました。それで、その箇所数が19カ所あったんですけども、その中の3カ所を今回のこの専決ということで上げさせてもらっております。7月11日ですか、これも11カ所ありまして、これも主に田代地区、大笹地区の箇所になります。専決をさせていただいて、7月25日に入札をさせていただいて、もう工事のほうはあらかじめ終了している状態です。よろしくをお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） それでは、ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第7、承認第5号 平成29年度孺恋村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第5号の提案理由を説明させていただきます。

一般会計補正予算（第3号）は、補正額2,349万9,000円を追加し、歳入歳出総額を71億3,949万7,000円とするものでございます。

内容としましては、8月の豪雨に対する災害対応のため、緊急に復旧を要することとなったために補正予算を編成したものであり、議会を招集して、その議決を経る時間的余裕がなかったことから、孺恋村一般会計補正予算（第3号）の専決処分を行いました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により本案を提出するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、承認第5号 平成29年度孺恋村一般会計補正予算（第3号）の詳細説明をいたします。

2枚ほどめくっていただきたいと思います。

平成29年度孺恋村一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,349万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3,949万7,000円といたします。

内容につきましては5ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額2,349万9,000円になります。

次に歳出になりますが、6ページをお願いいたします。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、第1目農地災害復旧費、補正額300万円。説明のところがございますが、災害復旧工事費としまして300万円になります。

続いて、第2項公共土木施設災害復旧費、第1目道路橋梁災害復旧費、補正額につきましては説明のところがございますように、測量委託料249万9,000円、災害復旧工事費としまして1,800万円となります。

以上、詳細説明といたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 先ほどと同じですけれども、今回も同じ箇所だったのかというところで、説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 伊藤議員の質問に答えさせていただきます。

この専決でございますけれども、8月6日の集中豪雨による被災の工事の専決をさせていただきました。先ほどは田代地区、大笹地区だったんですけれども、今回は門貝地区、あと今井地区、大笹地区、田代地区もあったんですけれども、合計7カ所の被災を受けまして、これも8月23日に発注をさせていただいて、今、随時復旧をしているところでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第8、承認第6号 工事続行禁止の仮処分命令申立の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第6号の提案理由を説明させていただきます。

工事続行禁止の仮処分命令申立にかかわる専決処分の承認について。

婦恋村大字鎌原字横築地1439番301ほか36筆におきまして、株式会社ブルーキャピタルマネジメント社が太陽光発電設備の設置にかかわる立木の伐採、土地の造成等実施している件につきまして、過日の6月定例会におきまして、中之条簡易裁判所への工事差しとめ請求にかかわる調停の申し立てをご承認いただいたところでございますが、相手方が調停中にもかかわらず作業を続行し、このままでは条例による許可がない状態にて太陽光発電設備の設置が終了する事態が予見できるため、今般、前橋地方裁判所へ工事続行禁止の仮処分命令を申し立てたものでございます。

本申し立てについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分としましたので、その承認を求めるものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 先日の議会運営委員会でもこの報告を受けたわけですが、現地を見ると工事がどんどん進んでいて、今、村長がお話したような、本当に本工事が終わりそうにな

るのではないかという不安があるんですけども、この申し立てをしたことの経緯というか、そういう流れが私みたいな素人にはよくわからないんですけども、近隣の人たちもすごい不安に思って、観光関係者とか思っているわけですけども、どういうふうに説明したらいいか。結果的にとめることができるかどうか、すごく私たち住民としては不安なんですけれども、その辺はまだまだわからないと思いますけれども、工事をとめるかとめられないかがはっきりするのはいつというのもわからないと思いますが、ちょっと住民に説明しやすい何かがあればと思ひまして質問したんですけども、どういう流れになるのか。これが、前橋地裁が認めればとめることができるのか、そういう裁判のあり方について説明していただければと思います。

○議長（滝沢倅明君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

今の案件ですけども、調停というのを中之条の裁判所で、今2回行っています。それで、調停というのは話し合いということなんですけれども、それで解決が見つからないものですから、今回仮処分の差し止めについてを前橋のほうの裁判所のほうに申し立てをさせていただきました。それで、これは受理されて9月13日ですか、1回目の諮問というか、それがある予定になっております。とめられるかとめられないかの質問なんですけれども、法定のところに今持ち込んでおりますので、今の段階では絶対にとめられるとか、そういうことはちょっと言えないような状態なんですけれども、これからもなるだけやるべきことは弁護士さんとご相談をさせていただいてやっていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 裁判については素人なのでよくわからないんですけども、中之条で2回もそういう調停をしていても相手がどんどんやっているということは、素人的に考えて相手は法を無視しているように思えるんですけども、その辺のところでは、言いたいことがわかるのかなんですけれども、やはりこちらに有利に進められる可能性もあるのかどうか、その辺がすごく心配な一点と、それと、もし相手が話し合いに来た場合なんですけれども、やはり村の姿勢がどういう——落としどころと言うと変——どういうふうに言ったらいいかわからないんですけども、こちらの覚悟もなければいけないと思うので、その辺は村としてもここで表明できないにしても考えているのかどうか、その点についてひとつお聞かせいただければと思います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 民事の裁判が現在継続中という状況でございます。一つは調停、一つは仮処分申請という状況でございます。調停中の地区につきましては争いがあるからこそ裁判になっておるわけございまして、裁判に対して行政当局が公のところでコメントできることはちょっと控えさせてもらえたらと思っております。相手は相手なりに勝つと思って裁判しておると思ひますし、我々は我々として地域の住民の利益等を重んじて争っておるという状況でございますので、十二分に我々も準備はしてやるべきことをしっかりとやって進んでまいりたいと思ひますので、また結果が出れば、それにつきましては議会、あるいは村民に対しましてご報告を申し上げてまいりたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（滝沢倅明君） ほかが質問ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質問ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第9、同意第5号 婦恋村教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第5号につきまして提案理由を説明させていただきます。

本案で提案させていただきます松本もとみ様は、平成25年10月12日より教育委員として1期4年間お願いしてまいりました。その間、本村における教育行政にご尽力を賜りました。今後におきましても、教育行政に精通しておることから、本委員に適切な方と考えられますので、松本もとみ様に引き続きお願いし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、同意第5号 嬭恋村教育委員会委員の任命同意については、提案のとおり可決されました。

◎日程の変更について

○議長（滝沢倅明君） お諮りいたします。日程第10から日程第18までは、いずれも平成28年度決算の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第10から日程第18までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎認定第1号～認定第9号の一括上程、説明、総括質疑

○議長（滝沢俣明君） 日程第10から日程第18までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 認定第1号につきまして提案理由を説明させていただきます。

平成28年度各会計の決算認定について、提案理由を説明させていただきます。

本決算につきましては、去る8月2日、3日、4日の計3日間、一般会計を初め、各会計とも決算書認定資料及び諸帳簿等を監査委員に提出し、詳細に審査を受けております。その審査の結果、配付させていただいてありますとおり、監査委員から決算審査意見書が提出されておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

私からは、一般会計の概略を申し上げ、詳細につきましては、一般会計は会計管理者、その他特別会計につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

まず、一般会計でございますが、歳入総額は74億115万1,303円、歳出総額は67億1,863万9,904円、収支残高6億8,251万1,399円、ここから繰越明許費にかかわる一般財源1億5,599万5,915円を差し引いた実質収支額は5億2,651万5,484円という決算になりました。

続いて、一般会計の歳出歳入の主なものを申し上げます。なお、決算額につきましては万円未満を切り捨てとし、省略させていただきますのでご了承願います。

まず、歳入でございますが、村全体では19億1,029万円で、前年比4.3%の増、内訳では村民税では3,826万円増の対前年5.4%の増となりました。固定資産税では3,439万円増、対前年3.7%増となりました。

村民税につきましては、特産の夏秋キャベツの価格が堅調に推移したことから、農家所得が伸びたことにより増収となりました。固定資産税につきましては、太陽光発電の設置等による償却資産の増加等による増加となります。その他、軽自動車税、たばこ税、入湯税につきましては、ほぼ前年並みに推移しており、655万円ほどの増収となっております。

負担金につきましては、千代田区より2億3,874万円を自然休養村に関する負担金としてご負担をしていただきました。

愛する婦恋寄附金につきましては1億569万円となり、前年比では6,717万円の増となりました。

地方交付税は決算額23億1,812万円で5.9%の減、金額で1億4,567万円の減額となりました。国庫支出金は3億5,128万円で9.3%の減、金額で3,589万円の減額となりました。

村債は2億4,588万円で、35%の減となっております。村債の主な内容としましては、臨時財政対策債が2億1,598万円で87.8%を占めております。

次に、歳出でございますが、千代田区自然休養村の指定管理に伴いまして、自然休養村管理事業費として5,045万円となりました。土木費では除雪機械購入費で1,836万円、大前橋詳細設計等で3,095万2,000円の決算となりました。

教育施設統合事業について、将来の村を担っていく子供たちのため、教育環境の整備を着実に進めるため、西部小学校の屋内運動場及び屋根つきプールの建築にかかわる必要経費として1億303万円となりました。

社会教育関係では、婦恋会館の1階トイレの改修工事費として1,806万円となりました。

公債費では東部小学校のプール建設に伴い借り入れた村債の元金償還が始まったことにより、前年度よりも2,603万円、0.4%増加しました。公債費は償還にかかわる財政措置が有利な過疎債、辺地債を中心に活用しており、返済期間が12年程度と、通常の公共事業債と比較しますと、短期間のため償還額は増加する傾向にございます。

以上が歳入歳出決算の主なものでございます。また、決算を別の角度から見ますと、財源につきましては村税や使用料、手数料、分担金、財産収入などの自主財源が全体の48.8%、交付税や補助金、村債などの依存財源が51.2%という結果となりました。前年度と比較しますと、自主財源では5.2%改善しましたが、千代田区自然休養村譲渡による負担金及び愛する婦恋基金寄附金などが影響したもので、経常的に収入される財源ではないため、これらを控除しますと44.2%の自主財源比率となります。

今後も自主財源の安定的な確保と、その財源を婦恋村が抱える諸課題の解決に向けて、積極的な配分に努めていきたいと考えております。平成28年度決算にかかわる監査委員の審査意見書にもありますご指摘も真摯に受けとめ、婦恋村の発展、村民の幸福のため、あらゆる政策施策を着実に推進してまいりたいと考えております。

以上、大変雑駁ではございますが、慎重なるご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。平成28年度決算についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝沢倅明君） 認定第1号 一般会計歳入歳出決算について。

会計管理者。

[会計管理者 熊川さち子君登壇]

○会計管理者（熊川さち子君） それでは、認定第1号 平成28年度婦恋村一般会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

できるだけ簡潔に説明したいと思いますが、しばらくの間、よろしく願いいたします。

配付しております平成28年度一般会計歳入歳出決算書を中心に説明をいたします。

決算書の表紙を1枚めくってください。

平成28年度各会計決算収入支出一覧表で、一般会計と8つの特別会計の収入支出の状況が一括して見られるようになっております。

まず、表の一番上にある一般会計の行をごらんください。

当初の予算が64億1,900万円で、補正と平成27年度からの繰越明許費を加えまして、最終予算額が予算現額（A）の欄で74億3,338万2,000円となりました。この予算に対して収入済額は74億115万1,303円、その右の（B）支出済額が67億1,863万9,904円でした。差引残額が（C）の欄で6億8,251万1,399円です。平成28年度繰越明許額が（D）の欄4億7,402万1,000円であり、そのうちの一般財源分が（E）の1億5,599万5,915円ですので、収支残額（C）から繰り越しの一般財源分（E）を引きまして、実質収支額は（F）の欄、5億2,651万5,484円となりました。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計から農業集落排水事業特別会計までの8つの会計がございます。この後に各担当課長から説明をいたしますが、全体の部分について少し触れておきます。

表の下から2行目、特別会計合計の欄をごらんください。

当初予算は35億6,801万3,000円で、補正と平成27年度からの繰越明許費を加算し、最終予算額が予算現額（A）の37億1,455万3,000円となりました。この予算に対しまして、収入済額は37億6,207万7,191円、その右の（B）支出済額は34億7,438万5,861円でしたので、差引残額が（C）2億8,769万1,330円です。平成28年度の繰越明許額が（D）185万円で、全て一般財源分です。収支残額（C）から繰越明許費一般財源分（E）を引きますと、実質収支額は2億8,584万1,330円となります。

表の一番下の行になりますが、一般会計並びに特別会計の合計を合わせますと、実質収支額は8億1,235万6,814円となり、この数字が全体での収支決算額となります。全体の実質執行率は95.51%でした。

それでは、一般会計について説明をしていきますが、私からは次の1ページから10ページまで、それから、後半にある実質収支に関する調書と財産調書について説明いたします。

決算認定参考資料総務課編の3-11ページ、平成26年から平成28年までの3年間の年度別決算の比較をしてある一覧表と、別紙で配付しております平成28年度一般会計と特別会計の主な増減内容一覧表をあわせてごらんいただければ、わかりやすいかと思います。

最初に歳入です。

決算書1ページ、2ページをごらんください。

歳入の第1款村税です。収入済額は2ページ、左から2列目になりますが、19億1,029万5,914円でした。前年対比で4.3%、金額で7,920万9,947円の増となりました。村民税は法人住民税が426万4,785円減りましたが、個人住民税の収入が4,252万8,982円ふえ、村民税全体の収入額が率にして5.4%、金額で3,826万4,197円の増額となりました。

固定資産税の収納額につきましては、3,439万2,484円、率にして3.7%増額となりました。償却資産の増額が主なものとなります。

その他の税の収入につきましては、軽自動車税は税額の改正により前年度より26%、818万6,100円の増、たばこ税が186万8,784円減、入湯税は23万5,950円の増となりました。詳しい内容は決算認定参考資料の税務課編5-8ページに村税収納状況の比較の表がありますので、後でご確認ください。

次に、第2款地方譲与税です。収入済額が1億2,326万円、率で1.2%、額では155万5,000円の減額となりました。内訳は地方揮発油譲与税が191万1,000円の減額、自動車重量譲与税が35万6,000円の増額となっております。

次に、第3款利子割交付金75万2,000円の減、第4款配当割交付金225万4,000円の減、第5款株式等譲渡所得割交付金394万8,000円の減、第6款地方消費税交付金2,354万7,000円の減、第7款ゴルフ場利用税交付金14万1,120円の増、第8款自動車取得税交付金154万6,000円の増となっております。

次に、第9款地方特例交付金です。収入済額が226万6,000円、前年より27万3,000円増収になりました。

次に、第10款地方交付税です。収入済額は23億1,812万5,000円でした。前年より5.9%、金額で1億4,567万7,000円の減額となりました。

第11款交通安全対策特別交付金、収入済額は320万3,000円、前年より20万円減っております。

次の3ページ、4ページに移ります。

第12款分担金及び負担金です。収入済額が2億6,719万8,603円で、前年より金額では2億3,422万2,142円、率で710.3%の増です。この増額は主に孀恋自然休養村の負担金によるものです。

第13款使用料及び手数料、収入済額は7,424万3,999円で、前年より892万8,063円、率で10.7%減っております。幼稚園の使用料がなくなったことなどによるものです。

次に、第14款国庫支出金です。収入済額が3億5,128万1,465円で、3,589万5,553円、率で9.3%の減額となりました。負担金、補助金、委託金全てで減額となっておりますが、昨年度あった総務費の地域住民生活等緊急支援のための交付金が減ったことが主な要因です。

第15款県支出金の収入済額は5億2,812万4,109円で、前年より22万4,207円の増です。農林水産費等の補助金が減額となりましたが、民生費負担金、土木費の委託金が増額になりました。

続いて、第16款財産収入です。収入額が1億1,596万8,487円、額で2,343万3,000円、25.3%の増でした。孀恋サービス公社解散に伴う残余財産の受け入れ収入が2,782万2,905円ありました。

次に、第17款寄附金です。収入済額は1億2,966万9,865円、前年より9,033万865円、率にして229.6%の増となりました。一般寄附金が2,014万715円の増額、愛する孀恋基金寄附金は6,717万4,600円ふえ、1億円を超える収入となりました。また、教育費寄附金が301万5,550円ございました。

第18款繰入金、収入済額は8,809万3,612円で、前年より6,266万5,612円の増です。西部小学校の用地購入及び物件補償費の支払いのため、振興開発基金から5,369万3,612円を繰り入れました。

第19款繰越金、こちらは前年度からの繰越金で収入済額が9億1,984万2,071円です。金額では1億1,241万7,487円、率で13.9%の増となっております。

次に、第20款諸収入です。収入済額が1億904万7,978円で、前年より61.6%、金額で1億7,507万4,701円の減額でした。理由としましては次のページ、第5項雑入の前年度の収入であるプレミアム商品券の販売収入や保険金収入等が減ったためです。

歳入の最後、第21款村債です。こちらは起債による収入が2億4,588万8,000円で、前年より35.0%、金額で1億3,251万2,000円の減でした。

詳細につきまして、決算認定参考資料で説明させていただきます。

総務課編 5 - 15ページをごらんください。

一般会計は決算年度借入額が 2 億 4,588 万 8,000 円、償還額が 5 億 4,229 万 3,581 円、平成 28 年度末残高は 55 億 6,938 万 1,907 円となり、昨年度末より 2 億 9,640 万 5,581 円減っております。また、特別会計は 3 - 18 ページになりますが、決算年度借入額 1,940 万円、償還額は 3 億 3,726 万 5,690 円で、平成 28 年度末での残高は 38 億 4,586 万 6,357 円、前年度末より 3 億 1,786 万 5,690 円の減となりました。

3 - 15 ページに戻っていただきまして、1 行目、右端のとおり一般会計、特別会計等全体では 94 億 1,524 万 8,264 円の残高となっております。

以上、21 の款の合計歳入済額は決算書 6 ページの歳入合計額の欄にあるとおり 74 億 115 万 1,303 円でした。前年対比で 1.0%、7,412 万 63 円の増額となりました。収入財源のうち、収入の全体に対する村税の占める割合は 26.1%、交付税が 31.6%、国庫、県支出金が 12.0% で、この 3 つで財源の 69.7% となり、予算収入の約 7 割を占めることとなります。

なお、監査意見書の 11 ページに載っていますように、歳入における自主財源比率は 48.84% で、前年対比では 5.22% の増加となりました。

次に、歳出に移ります。

決算書 7 ページ、8 ページをごらんください。

議会費から予備費まで 14 にわたる款が載せてありますが、各款の支出済額を中心に説明をいたします。

まず、第 1 款議会費です。支出済額は 8,150 万 9,702 円、前年比では 11.3%、金額で 1,034 万 5,097 円の減です。

第 2 款総務費、支出済額が 16 億 3,637 万 8,306 円で、前年より金額で 1 億 5,128 万 6,654 円、率では 10.2% 増となりました。戸籍住民登録費、選挙費、統計調査費は減額となりましたが、孺恋村自然休養村管理事業などの新規事業やふるさと納税寄附者報償費がふえたことにより、総務管理費が 1 億 5,945 万 7,162 円ふえ、徴税費も増額となっております。

次に、第 3 款民生費、支出済額が 11 億 1,616 万 7,853 円です。前年より 7.5%、金額では 7,766 万 9,296 円の増です。社会福祉費は 9,000 万 4,812 円ふえています。主なものは、年金生活者等支援臨時福祉給付金、地域活動支援センターの工事費、指定管理費などとなります。児童福祉費については前年度実施した東部保育所の解体工事費、児童手当費が減ったことにより 1,233 万 5,516 円減額となりました。

第 4 款衛生費、支出済額が 4 億 6,708 万 7,534 円です。前年より金額で 713 万 7,229 円、率

にして1.6%の増になりました。簡易水道事業特別会計の繰出金は減少しましたが、母子健康推進費、各種がん検診事業等の健康推進費が増額となりました。

第5款労働費については、支出済額が151万4,900円で、前年より1%、1万4,900円の増でした。

第6款農林水産業費の支出済額は6億9,962万3,520円で、前年より2.8%、1,901万4,960円の増です。内容としますと、県営事業負担金、小規模農村整備事業等がふえ、農業災害対策事業、天然記念物食害対策事業等が減額になり、農業費の合計は263万7,060円の減となりました。林業費は緑の県民税事業が増額になったことにより、1,976万2,593円の増、水産業費は188万9,427円の増額でした。

第7款商工費の支出済額は1億4,546万1,779円で、前年より42.5%、額にして1億741万1,451円の減となりました。主に前年度に実施した観光施設整備費事業の観光案内所新築工事費の減額によるものです。

次の第8款土木費の支出済額は8億2,909万1,974円、前年比で5.5%、額で4,353万9,234円の増でした。住宅費、公共下水事業特別会計への繰出金が減額となりましたが、除雪事業、橋梁整備事業等の増により、道路橋梁費が5,155万8,071円増額となっております。

次の9ページ、10ページに移ります。

第9款消防費、支出済額が2億3,222万5,696円、これは前年より10.1%、金額で2,619万7,882円の減です。昨年度の防災施設工事費の減額が主なものです。

次に、第10款の教育費、支出済額が8億9,464万439円で、前年度より20.8%、金額では1億5,414万609円の増となりました。幼稚園費は前年度実施した統合のための工事費等の減額で2,614万8,464円減りましたが、小学校の統合事業費等で小学校費が7,416万4,680円、文化会館建設基金の積み立て等で社会教育費が1億406万7,978円、それぞれ増額となっております。

次の第11款災害復旧費の支出はありませんでした。

第12款公債費、支出済額が5億9,173万8,201円、前年比0.4%、額では260万2,283円の増です。内訳は、元金分が1,250万6,296円の増、利息分が990万4,013円の減となっております。

第13款諸支出金、支出済額は2,320万円。スキー場事業補助金で前年度と同額です。

第14款の予備費の支出はございません。

以上、14款にわたる歳出額の合計が前年より4.9%、3億1,145万735円ふえまして、67億

1,863万9,904円でした。

次の11ページから176ページまでが各事項別の明細になっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、177ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。

内容的には繰り返しのなりますが、歳入総額が74億115万1,303円、歳出総額が67億1,863万9,904円、これを差し引いた額が6億8,251万1,399円です。繰越明許費繰越額を差し引いた額が5の実質収支となり、その額が5億2,651万5,484円、これが平成29年度に繰り越す額ということになります。

次に、178ページですが、ここからは財産に関する調書です。

最初に、このページは土地及び建物の表となっております。村が平成28年度末で保有している土地の面積は前年度より7万2,557.84平米ふえ、合計で1,828万3,410.69平米です。建物関係では、年度末延べ面積は合計5万9,652.73平米で、平成28年度中の増減はありません。

次に、179ページ、(2)山林、こちらは山林経営に係るもので、所有、分収合わせて503万4,000平米です。こちらも平成28年度中の増減はありません。

(5)出資による権利につきましては、株式会社孺恋サービス公社の解散により、出資金が600万円の減となり、年度末残高は1億5,739万円となりました。

次に、180ページの2、物品です。村が保有している車両の状況が記載されています。庁用車1台、除雪車1台、マイクロバス1台がふえ、合計89台を保有しております。

次に、(3)債権ですが、奨学資金貸付金、医療従事者資格取得奨学金貸与金と生活救護資金貸付金、3つ合計で年度末残高は昨年より49万円減り、1,235万円です。該当者は奨学資金が9人、医療従事者資格取得奨学金が1人、生活救護資金が1件です。

最後に、4の基金です。奨学準備資金基金がふえ、一般会計で10、特別会計で3つありますが、ここには一般会計分が記載してあります。前年度末より7億5,601万円ふえ、平成28年度末現在高は40億3,783万3,000円となっております。

なお、基金の詳細につきましては、決算認定参考資料の総務課編3-13ページに一覧の調書がございますので、後ほどご確認をいただければと思います。

以上を申し上げます、平成28年度一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。ご確認の上、よろしくをお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 続いて、特別会計について、順次詳細な説明を求めます。

認定第2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算について。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、認定第2号 平成28年度嬭恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、詳細説明をさせていただきます。

それでは、決算書をもとに説明をさせていただきます。

国民健康保険特別会計の決算書のうち、初めに9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

事項別明細書になります。

まず、主な歳入でございますが、第1款の国民健康保険税ですが、総額で収入済額が5億7,629万6,213円、前年度比で1,321万3,972円の増でございます。一般会計、特別会計につきましては内訳がございますので、ごらんをいただきたいと思います。

続きまして、11ページ、12ページをごらんいただきたいと思います。

次に、主な歳入でございますが、ページの中段でございます第3款国庫支出金としまして、収入済額が合計で3億4,417万5,578円、前年度比で1,168万3,243円の増でございます。主な増につきましては、第2目にあります療養給付費等負担金の増でございます。

続きまして、13ページ、14ページをごらんいただきたいと思います。

中段、第4款でございますが、療養給付費交付金、これにつきましては、退職者医療にかかわります支払い基金からの交付金でございます。収入済額は3,041万1,422円、前年度比で1,058万7,069円の減でございます。退職者医療につきましては、平成60年度末をもちまして制度上は廃止になっておりますが、今現在65歳に至るまでの方が残っておりますので、暫時減額となります。

続きまして、第5款前期高齢者交付金につきましては、収入済額が2億3,066万7,299円、前年度比で2,293万6,216円の増となっております。

第6款の県支出金ですが、収入済額は1億253万2,540円となっております。前年度比で1,950万4,459円の減でございます。

それでは、15ページ、16ページをごらんいただきたいと思います。

中ほどでございますが、第8款共同事業交付金として、4億2,811万6,559円の収入済みでございます。前年度比で3,527万4,609円の増でございます。この増につきましては、昨

年度高額の医療に関しましてC型肝炎の治療薬、これが大変高額なものでございまして、その影響がございまして、支出が増になっております。その関係があつて歳入も増加となっております。

それでは、17ページ、18ページをごらんいただきたいと思います。

一番上段にあります、繰入金の状況でございます。繰入金につきましては一般会計の繰入金が主なものでございまして、基金の繰り入れ等は行ってございません。この一般会計の繰入金につきましては、法定内の繰り入れでございます。総額で収入済額が8,877万7,230円となっております。その主なものが保険基盤安定の繰入金として4,588万3,875円となっております。

一番下段にあります11款の繰越金ですが、収入済額は9,773万3,732円となっております。

それでは、21ページ、22ページをごらんいただきたいと思います。

その他諸収入等を含めまして、合計の収入済額は19億367万9,091円、前年度比で5,509万4,834円の増となっております。

では、続きまして歳出の状況ですが、25、26ページをごらんいただきたいと思います。

国民健康保険の主要な歳出でございますが、保険給付費でございます。合計の支出済額が一番上段にあります9億3,141万9,983円、前年度比で165万5,744円の増でございます。そのうち一番高額でございますが、一般被保険者の療養給付費として7億9,169万8,153円、前年度比で1,567万6,437円の増でございます。第2目の退職者につきましては、先ほど申し上げましたが、制度がもう廃止になっておりまして、65歳に達する方が終わればそこで会計上からもなくなることとなります。したがいまして、収入済額が1,743万1,769円ですが、前年度よりも1,780万円ほど減となっております。

続きまして、第2款の高額療養費ですが、合計の支出額が9,962万3,146円、前年度比で83万6,034円の増でございます。一般被保険者の高額療養費につきましては513万6,745円の増でございます。これも先ほど申し上げましたが、C型肝炎の治療薬が高額でございまして、それが主な要因でございます。

続きまして、27、28ページをごらんいただきたいと思います。

下の欄にあります出産育児諸費でございますが、これにつきましては、平成28年度20件ございまして、合計で838万8,200円でございます。

では、次の29、30ページをごらんいただきたいと思います。

第5項の葬祭諸費ですが、葬祭費につきましては前年度20件、合計で100万円の支出とな

っております。

第3款の後期高齢者支援金等につきましては、支出が2億2,703万5,736円でございます。

それでは、31、32ページをごらんいただきたいと思います。

第6款の介護納付金としまして、1億431万9,125円の支出でございます。前年度比で337万3,964円の減でございます。

続きまして、第7款の共同事業拠出金ですが、4億2,114万5,039円の支出でございます。これにつきましても、前年度比で230万165円の増となっております。これも先ほど申し上げましたものが主な要因でございます。

続いて、33、34ページをごらんいただきたいと思います。

第8款の保健事業費ですが、総額で2,205万7,792円でございます。主なものとしましては、特定健診の委託料が1,388万円ほど支出を行っております。

それでは、35、36ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度におきましては、基金の積み立てとしまして2,101万3,065円の積み立てを行っております。これにつきましては、利息分もございしますが、準備基金として合計で積み立てでございます。年度末の保有額としまして2,801万3,536円となっております。

その他諸支出金を含めまして、次の37、38ページの一番下の欄をごらんいただきたいと思いますが、合計の支出で17億4,109万2,799円、前年度比で975万7,726円の減となっております。

それでは、最後に39ページの実質収支の関係を説明させていただきます。

1の歳入総額が19億367万9,091円、総支出額が17億4,109万2,799円、歳入歳出差し引きは1億6,258万6,292円となっております。これが前年度への繰り越しとなります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢俣明君） 続いて、認定第3号 介護保険特別会計歳入歳出決算について。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、続きまして、第3号の平成28年度嬭恋村介護保険特別会計歳入歳出決算について説明をさせていただきます。

それでは、また決算書をごらんいただきたいと思います。

まず、5ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

主な歳入でございますが、第1款の保険料としまして、2億3,937万5,500円となってお

ります。前年度比で750万3,000円ほど増となっております。これにつきましては自然増、特に被保険者の増と若干の所得増がございます。

続きまして、第3款の国庫支出金でございますが、2億1,369万6,903円となっております。前年度比で428万3,365円の増でございます。

続いて、7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

第4款の支払基金の交付金として2億3,249万5,584円、前年度比で949万8,584円の増となっております。

それでは、次の9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

第8款の繰入金でございますが、繰入金につきましては国民健康保険特別会計と同様に一般会計の繰入金が主でございます。総額で1億1,622万5,574円の支出となっております。前年度比で122万4,289円の増でございます。

それでは、次の11ページ、12ページをごらんいただきたいと思います。

第9款の繰越金としまして8,364万3,559円となっております。

以上、その他諸収入等含めまして、合計の歳入が10億712万1,025円の歳入でございます。

続きまして、主な支出でございますが、13、14ページをごらんいただきたいと思います。

主な支出につきましては、保険給付費が主なものでございますが、一番下の欄の2款の保険給付費の総額が8億110万9,186円、前年度比で539万2,815円の増でございます。

それでは、15、16ページをごらんいただきたいと思います。

この支出の内訳でございますが、保険給付費として、まず第1目の居宅介護サービスとして2億8,309万3,353円、第2目の地域密着型介護サービス給付として1億2,585万1,884円、この地域密着型につきましては、前年度より2,500万円ほど増加しておりますが、この要因でございますが、制度改正に伴いまして地域密着型に小規模通所介護から居宅介護サービス等がこの地域密着型に移行したものでございまして、その増でございます。逆に1目の居宅介護サービスにつきましては前年度より1,000万円ほど減額となっております。

それでは、17ページ、18ページをごらんいただきたいと思います。

第2項の介護予防サービス費ですが、総額で3,417万8,357円、前年度よりも501万235円の減となっております。これにつきましては、以前にも申し上げましたが、介護保険の制度改正に伴いまして、訪問介護、それから通所リハビリが総合事業に移行したことに伴う減額でございます。

それから、一番下に行きまして、高額介護サービスですが、総額で1,186万6,966円、ほ

ば前年度と同額となっております。

続いて、19ページ、20ページをごらんいただきたいと思います。

中ほどにあります第6項特定入所者介護サービス費ですが、合計で4,172万4,750円、前年度比で139万4,800円の増でございます。これにつきましては、低所得の方が食費ですとか居宅費を減額されて入所するものでございます。

それから、第4款の地域支援事業費、これがいわゆる総合事業の関係になりますが、総額で3,232万8,887円、前年度より1,100万円ほど増加しております。これにつきましても、訪問介護と、それから通所介護につきまして給付から地域支援事業に移行したために増額となっております。

それでは、23、24ページをごらんいただきたいと思います。

これが、第2項の包括的支援事業、任意事業のうちの第3項です。介護予防生活支援サービス事業費ということで、これが給付から総合事業に移行した分でございますので、前年度よりもそのまま増額となっている分でございます。合計で935万5,718円となっております。

では、次の25、26ページをごらんいただきたいと思います。

第6款の基金の積み立てとしまして、平成28年度において4,152万3,511円の積み立てを行っております。

それでは、最後に27ページ、28ページをごらんいただきたいと思います。

諸支出金を含めまして、合計で一番下の欄にあります9億154万1,748円の支出済みでございます。前年度比で6,580万7,665円の増でございます。

では、最後に29ページの実質収支の調書をごらんいただきたいと思います。

歳入総額が10億712万1,025円、歳出総額が9億154万1,748円、差し引き残額は1億557万9,277円となっております。これが次年度に繰り越しとなります。

それでは、サービス勘定ですが、次の35、36ページをごらんいただきたいと思います。

主な歳入は、これはサービス収入ということでケアプランの作成による報酬でございますが、492万7,400円となっております。それと、繰入金が1,603万7,360円、合計の歳入が2,096万4,760円でございます。

それでは、37、38ページをごらんいただきたいと思います。

支出でございますが、事業費として2,096万4,760円の支出となっております。主なものは人件費でございますが、それについて実質的にこの支出になりますが、ケアプランの作成委託料が主なものでございまして、備考欄にあります居宅介護予防支援事業としてケアプラ

ンの作成が189万9,600円、それから、第2款の介護予防ケアマネジメント委託料として72万6,600円、これが主な支出でございます。

それでは、最後に39ページ、実質収支の調書をごらんいただきたいと思います。

歳入総額が2,096万4,760円、歳出総額につきましても同額の2,096万4,760円、差し引き残額はゼロでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 続いて、認定第4号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） すみません。では、引き続きまして第4号の平成28年度孺恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明をさせていただきます。

それでは、決算書の5ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

まず、主な歳入でございますが、第1款の保険料としまして1億102万6,500円の収入済みでございます。前年度比で857万7,000円の増でございます。

それから、下の欄にあります第4款の繰入金としまして3,428万6,546円、前年度比で94万6,272円の減でございます。

それでは、7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

中ほどにございますが、5款の諸収入としまして510万2,582円の収入でございます。主なものは、一番下にあります第3項の受託事業収入として477万6,132円、これにつきましては広域連合からの受託事業による収入でございます、特定健診の委託料でございます。

それでは、次の9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

総額で歳入が1億4,062万6,428円、前年度比で859万2,679円の増でございます。

続きまして、歳出です。

11ページ、12ページをごらんいただきたいと思います。

主な歳出につきましては広域連合の納付金となります。納付金の支出合計が1億3,475万6,766円、前年度比で783万4,586円の増でございます。これにつきましては、保険料として1億1,002万6,500円、それから、保険基盤安定の負担金として2,924万3,945円の内訳でございます。

それでは、13、14ページをごらんいただきたいと思います。

最後に、第4款保健事業費ですが、総額で496万7,452円の支出でございます。これも先

ほど申し上げましたが、第2目の疾病予防費のうちの13節委託料、特定健診の委託料として477万8,512円の支出となっております。

合計の支出が1億4,062万6,428円となっております。前年度比で862万5,479円の増でございます。

それでは、15ページの実質収支の調書をごらんいただきたいと思います。

歳入総額が1億4,062万6,428円、歳出総額も同額でございます。歳入歳出差し引き残額はゼロでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 続いて、認定第5号 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について。上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、認定第5号 平成28年度孺恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書について説明させていただきます。1,000円未満は四捨五入で説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、簡易水道事業の概要ですが、安全な水の安定供給と施設の維持管理に努めました。主な工事といたしましては、田代簡易水道及び三原簡易水道では石綿管の布設がえ工事を実施いたしました。また、大平地区の老朽管布設がえ工事の実施や大前地区の舗装本復旧工事を実施いたしました。また、減圧弁点検や配水池の清掃を委託により実施いたしました。

まず、決算書の1、2ページの歳入をごらんください。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料の収入済額は8,306万2,000円で、前年比141万1,000円の減額となりました。

第4款県支出金、第1項県補助金の収入済額は136万円ですが、田代簡易水道の石綿管布設がえ工事分でございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金の収入済額は2,389万5,000円でした。起債償還分等の繰り入れとなります。

第7款繰越金、第1項繰越金1,316万9,000円でした。

第8款諸収入につきましては、第3項雑収入の53万8,000円ですが、塩素及び量水器等でございます。

第9款村債、第1項特別地方債は1,060万円でした。田代、三原簡易水道石綿管布設がえ工事と大平地区老朽管布設がえ、大前地区の舗装本復旧工事によるものでございます。

歳入合計 1 億3,262万4,000円で、前年比1,391万1,000円の減額となっております。

次に、3 ページ、4 ページをごらんください。

歳出となりますが、第 1 款衛生費、第 1 項簡易水道管理費、支出済額7,619万4,000円と、前年比47万6,000円の減額となっております。

第 3 款公債費、第 1 項公債費は5,230万円で439万7,000円の減額となっております。

歳出合計 1 億2,849万4,000円で、前年比487万3,000円の減額です。

次に、歳出の概要ですが、9 ページ、10ページをごらんください。

第 1 項簡易水道管理費、第 1 目一般管理費の主なものといたしましては、11節電気料437万2,000円、施設修繕費613万8,000円、13節簡易水道組合管理事務委託料335万5,000円。

次の12ページをごらんください。

16節になります。定期交換用量水器が408万4,000円などがございます。その下の簡易水道整備事業は設計委託料237万6,000円、工事費2,096万3,000円で、田代、三原簡易水道の石綿管布設がえ工事、大平地区の老朽管布設がえ工事、大前地区の舗装本復旧工事などがございます。

最後に15ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額 1 億3,262万4,000円、歳出総額 1 億2,849万4,000円で、実質収支は413万円となっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君） 続いて、認定第 6 号 上水道事業会計決算について。

上下水道課長、お願いします。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） 続きまして、認定第 6 号 平成28年度孺恋村上水道事業決算報告書について説明させていただきます。

上水道事業におきましては、施設の維持管理等により、安全な水の安定供給に努めました。具体的には上水道集中監視システム、親局装置更新工事、前年度工事箇所への舗装本復旧工事、第 2 水源電動弁取りかえ工事、第 1 浄水場第 2 水源流入量取りかえ工事を行いました。また、大口径排水管布設がえの測量業務等と用地調査委託、平成27年度に引き続き上水道台帳デジタル化業務委託、漏水調査等を進めました。

初めに、1 ページをごらんください。

予算額に対します収益的収入及び支出ですが、収入の部、第 1 款水道事業収益は、決算額

2億722万2,000円です。内訳は、第1項営業収益が1億8,726万4,000円、第2項営業外収益は1,995万8,000円です。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用の決算額は1億4,334万5,000円です。内訳は、第1項営業費用は1億3,144万5,000円、第2項営業外費用は1,190万円です。

次に、2ページの予算額に対する資本的収入及び支出ですが、資本的収入は第3項企業債の500万円です。

次に、支出ですが、第1款資本的支出の決算額は5,509万7,000円です。

第1項建設改良費2,600万4,000円で、主に上水道集中監視システム、親局更新工事、弁類、流量計の取りかえ工事、上水道台帳デジタル化業務委託です。なお、建設改良費のうち大口径水道管管路用地測量費970万円を平成29年度に繰り越しいたしました。

第2項企業債償還金は2,909万2,000円でした。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,009万7,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額164万9,000円と、過年度損失勘定留保資金4,844万8,000円で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書をごらんください。

1、営業収益から2、営業費用を差し引いた営業利益は4,405万7,000円で、前年比986万8,000円の増額です。配水及び給水費の前年比697万7,000円の減額が主な原因で、人件費、修繕費の減額が主なものでございます。

次に、3、営業外収益から4、営業外費用を差し引いた当年経常利益は5,227万4,000円でした。当年度純利益5,213万4,000円と、前年度繰越利益剰余金4億7,865万7,000円を合わせて、当年度末処分利益剰余金は5億3,079万1,000円です。

次に、4ページの剰余金計算書をごらんください。

まず、資本剰余金の部ですが、一番下の欄中ほどの平成27年度末資本剰余金残額は351万1,000円です。

次に、利益剰余金の部ですが、一番上段の前年度末残高の利益剰余金4億8,065万7,000円に、当年度変動額5,213万4,000円を加えた平成28年度末の利益剰余金残額は5億3,279万1,000円です。

次に、6ページの貸借対照表をごらんください。

1、固定資産につきましては、有形固定資産が13億893万4,000円、その他無形固定資産、投資その他の資産を加え、固定資産合計が13億3,635万5,000円です。固定資産の明細が14ページにありますので、後でごらんください。

次に、2、流動資産ですが、合計4億9,314万1,000円で、前年比4,507万9,000円の増額となっております。資産合計18億2,949万6,000円です。

次に、負債の部ですが、4、固定負債、合計が7ページになりまして、3億6,501万1,000円です。5、流動負債合計は4,332万2,000円で、6、繰延収益合計1億8,667万7,000円です。負債合計額は5億9,501万円となります。

資本の部は、8、剰余金、(1)資本剰余金、ロ、受贈財産評価額351万1,000円、(2)利益剰余金、イ、減債積立金200万円、ニ、当年度末処分利益剰余金5億3,079万1,000円です。4ページの剰余金計算書でも確認をください。資本合計12億3,448万5,000円です。また、負債資本合計では18億2,949万6,000円で、前年比767万3,000円の増額となっております。

次に、10ページをごらんください。

平成28年度キャッシュ・フローですが、1、業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、主なものは当年度純利益がプラス5,213万4,000円、減価償却費がプラス5,996万3,000円と固定資産除却損の減少がマイナス1,082万円、長期前受金の戻入額の減少がマイナス1,950万円、支払利息プラス976万1,000円、未収金の増減はマイナス729万2,000円、未払消費税の増減がマイナス162万5,000円などによりまして、業務活動によるキャッシュ・フローはプラス8,828万2,000円となっております。

2、投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有形固定資産の取得による支出の減少がマイナス697万円と、無形固定資産の取得による支出の減少がマイナス476万8,000円となり、投資活動によるキャッシュ・フローはマイナス1,173万8,000円となりました。

3、財務活動によるキャッシュ・フローは、建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出の減少がマイナス2,409万2,000円などによりまして、マイナス2,439万3,000円となりました。差金増加額は5,215万1,000円で、資金期首残高3億8,222万4,000円、資金期末残高4億3,437万5,000円でした。

また、8、9ページの事業報告と11ページ以降の収益費用明細につきましては、後ほどごらんいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（滝沢俣明君） それでは、続いて、認定第7号 公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、お願ひいたします。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、続きまして、認定第7号 平成28年度婦恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書について説明いたします。

公共下水道事業では、経年劣化に伴う施設修繕や機器の交換時期を迎えておりまして、袋倉地区のマンホールポンプ交換や鎌原地区、大笹地区の通報装置修繕、マンホールポンプ等の点検清掃を行うとともに、旧東部保育所解体工事に伴います下水道排水管布設がえ工事を行いました。

最初に、1、2ページの歳入をごらんください。

第1款分担金及び負担金ですが、第1項分担金収入70万9,000円で、前年比13万5,000円の減額でした。

第2款の使用料及び手数料は7,111万4,000円、前年比12万4,000円の増額です。内訳ですが、対前年比で現年度分使用料14万9,000円の増額、滞納繰越分2万5,000円の減額です。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は2億3,203万5,000円で、前年比721万5,000円の減額です。

第7款繰越金、第1項繰越金は905万6,000円でした。

第8款諸収入、第2項雑収入は4,000円でした。

歳入合計3億1,291万8,000円で、対前年比532万6,000円の減額でございます。

次に、歳出ですが、3ページ、4ページをごらんください。

第1款下水道費、支出済額5,863万円でした。内訳ですが、第1項業務管理費が5,443万7,000円と、449万1,000円の増額です。なお、業務管理費のうち処理場かんた費185万円を平成29年度に繰り越しいたしました。また、第2項下水道事業費は419万3,000円で、前年比1,058万3,000円の減額でした。

第3款公債費、第1項公債費、支出済額は2億4,590万5,000円でした。

歳出合計3億453万6,000円と、前年比483万5,000円の減額となっております。

次に、歳出の概要ですが、9ページ、10ページをごらんください。

第1項業務管理費、第2目管渠管理費ですが、主なものは11節電気料424万2,000円、施設修繕費675万7,000円、これは袋倉地区のマンホールポンプの交換修繕280万8,000円、鎌原地区2カ所、大笹地区1カ所のマンホールポンプ通報装置修繕の237万6,000円が主なものとなっております。また、13節の委託料ですが、これはマンホールポンプ、管渠の点検清掃委託料で349万9,000円などとなっております。

11ページ、12ページをごらんください。

処理場管理費の主なものは、11節電気料407万1,000円、処理場曝気装置起動回路修繕費の126万4,000円で、施設修繕費の185万円を平成29年度に繰り越しいたしました。

13節処理場維持管理費委託料1,110万2,000円、汚泥処分委託料422万5,000円などがございます。

次に、第2項下水道事業費ですが、第1目公共下水道事業費419万3,000円で、主なものといたしましては15節の工事費で、この工事費は東部保育所解体に伴います下水道管布設がえ工事に227万9,000円と、舗装本復旧工事が148万7,000円などによりまして、合計が407万9,000円となっております。

最後に15ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出額及び実質収支額は653万2,000円となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 続いて、認定第8号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、引き続きまして、認定第8号 平成28年度婦恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書について説明させていただきます。

農業集落排水事業では、使用開始の早かった田代、干俣地区におきまして経年劣化が進行していますが、マンホールポンプの点検や管路施設の調査・補修によりまして長寿命化を図りました。また、田代地区、半出来地区のマンホールポンプの交換や、田代処理場の自動微細目スクリーンの交換、修繕等を行いました。

決算書の1ページ、2ページをごらんください。

初めに、歳入の第1款分担金及び負担金ですが、第1項分担金は収入済額125万2,000円で、前年比116万7,000円の減額です。収入の内訳は、集落排水分が65万2,000円、個別排水整備事業費分担金が60万円となっております。

第2款使用料及び手数料、第1項の使用料収入済額6,415万円で、前年比18万5,000円の減額です。内訳につきましては、第1目集落排水使用料が4,757万3,000円、第2目の個別排水使用料の収入済額は1,657万7,000円です。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は1億1,606万6,000円で、前年比296万6,000円の

増額となっております。

第7款繰越金、第1項繰越金は812万3,000円です。

第8款諸収入、第2項雑収入は1万2,000円となっております。

第9款村債、第1項村債は380万円です。

収入合計1億9,340万3,000円で、対前年比923万7,000円の減額となっております。

次に、歳出ですが、3ページ、4ページをごらんください。

第1款農業集落排水事業費は、支出済額8,316万9,000円で、前年比776万3,000円の減額となっております。第1項業務管理費の支出済額は6,059万9,000円で、前年比655万8,000円の増額となっております。第2項農業集落排水事業費は、支出済額2,257万円で、前年比1,421万3,000円の減額となっております。

第2款公債費、第1項公債費につきましては、1億322万6,000円で、36万1,000円の減額です。

歳出総額1億8,639万4,000円となりまして、前年比812万4,000円の減額でした。歳出の内容ですが、9ページ、10ページをごらんください。

第1目の総務管理費につきましては2,838万5,000円で、主な経費といたしましては13節の経営戦略策定支援業務委託費が793万8,000円などです。

第2目の管渠管理費は907万5,000円で、主な経費といたしましては11節電気料金の265万円と、施設修繕費218万2,000円、13節委託費につきましてはマンホールポンプの点検、管路施設調査委託費などで351万円となっております。

また、第3目の処理場管理費は支出済額2,311万8,000円で、12ページになりますが、ごらんください。主なものになりますが、11節の電気料金の653万4,000円、施設修繕費303万8,000円で、修繕費の内訳としましては田代処理場自動微細目スクリーンの交換、修繕費が202万円、干俣コンポスト等活性炭交換などでございます。また、13節の処理場維持管理業務委託料につきましては913万7,000円などでございます。

12ページの中ほどをごらんください。

第2項農業集落排水事業費、第1目の集落排水事業費の支出済額は45万円と、前年比35万2,000円の減額となっております。農業排水工事費が32万4,000円で、前年比30万9,000円の減額となりましたのが主なものでございます。

次に、第2目の個別排水整備事業費は支出済額2,212万円で、前年比1,386万1,000円の減額となっております。主な経費ですが、14ページをごらんください。11節の施設修繕費に

なりますが、124万2,000円で、浄化槽ブローア交換などでございます。

12節汚泥引抜清掃委託料が794万円、13節浄化槽保守管理委託料といたしまして791万1,000円、15節個別合併浄化槽設置工事費446万円となっております。

最後に、15ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額が1億9,340万3,000円、歳出総額は1億8,639万4,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引き、実質収支額は700万9,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君） 時間になりましたが、宮崎代表監査委員さんが意見表明のために待機してくれておりますので、続けさせていただきます。

認定第9号 スキー場事業会計決算について。

観光商工課長。

〔観光商工課長 加藤康治君登壇〕

○観光商工課長（加藤康治君） それでは、スキー場事業につきまして決算の報告をさせていただきます。

まず、決算書の8ページをごらんください。

ここに、スキー場のこれまでの経緯を記載しております。上段の部分については例年と同様の記載とさせていただきますが、最後の4行になりますけれども、この債務解消により地方公営企業法の財務規定に基づいて運営してきた嬭恋村スキー場事業会計は、平成29年3月13日の議決を経て、当年度末で廃止が決定されましたとさせていただきます。また、今後においては一般会計での対応となるということを記載しております。

続いて、12ページをごらんください。

ご案内のとおり村が直接的経営を行っておりませんので、会計上では非常にシンプルなものとなっております。

まず、収入ですが、預金利子が110円、隣接しておりますペンションの方々からいただいております土地の使用料が8万6,500円、一般会計からの補助金として昨年度は1,731万1,466円ということであります。

また、支出についてはここに記載したとおりでありますけれども、一般管理費のところに記載してありますとおり、2,156万643円ということであります。この支出を支払うために、先ほど申し上げた収入と合わせまして、7ページのほうの下から2行目にありますけれども、416万2,567円が期首残高として保有をしておりましたので、これを加えまして全ての支払

いを終了し、差引残高ゼロということで、これをもって会計を閉じさせていただきましたので、報告をさせていただきます。

以上、簡単ですがよろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君）　ここで、宮崎代表監査委員から、平成28年度決算監査の意見を求めます。

宮崎代表監査委員さん、登壇願います。

〔監査委員　宮崎判次君登壇〕

○監査委員（宮崎判次君）　それでは、8月2日、4日、3日間で監査を行いましたので、その結果と意見を発表させていただきます。

まず、審査の結果ですが、一般会計及び特別会計、これは平成28年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びにそれぞれの附属書類、審査した結果、次のとおりであると。

（1）決算の計数は、関係帳票、証拠書類及び指定金融機関の収納・支出の各計数と合致し、正確であることが認められた。（2）予算の執行は、議決の趣旨に沿い、おおむね適正かつ効率的に行われたものと認められた。（3）収入支出の事務は、関係法規に準拠し、おおむね適正に処理されているものと認められた。（4）財産の取得、管理及び処分のおおむね適正になされているものと認められた。

基金の運用状況ですが、基金の運用状況は適正に行われていると。それと、公営企業会計、これは決算諸表、経営成績及び財政状態を適正に表示されており、その計数は正確である、事業の運営に当たっては、おおむね適正であると認められた。

審査のほうの意見として、総括では、ここから先、大体似たような意見なんですけれども、私の考えている大まかなところだけ発表させていただきます。

經常収支率84.2%という数字が出ていますけれども、やはり目標的には70%以下がいいのではないかとということで、もうちょっとの努力が必要であるという判断をしております。

それと、各種の条例等による許認可等について、これは近年さまざまに案件があるようですが、初期の対応により村の根幹を揺るがすことが起きる可能性がある。そのような事態にならないためにも法令遵守の徹底が必要である、コンプライアンスですね。

歳入は順調にきていますので、意見としては実質公債費率、これ、発表がありましたけれども、7.9、いい数字が上がっていますけれども、県下の平均の低いほうにでも少し、もうちょっと近づける努力もあってもいいのではないかという意見です。

それと、収入のほうの収入未済額、これが1億円台がまだ続いていますので、この大口延

滞先、滞納先ですけれども、これに整理改善がもうちょっと努力が必要であるという判断をしております。

それと、村内の経済対策や将来に向けた投資も必要と考える。特に雇用の拡大と地価を上げる施策、政策というようなものですけれども、積極的に推進が望まれると。

歳出では、これはいつも書いてあるんですけれども、村内外からの意見を聞き、改善すべきは改善をし、実行に移すことが重要と思われる。知行一致という表現で前は書いてあると思います。村にとって最も重要なことは、次世代を担う若い人たちをふやしていき、若者が村に定住できる環境整った村づくりが必要であり、そのためには雇用の場の確保、近隣の市町村との情報を活用して、積極的に進めて人口増につながる環境をつくってもらうことが重要である。

それと基金のほうの監査に関することでは、前年比23.1%の増加で順調に積み立てられている。

それと、今度は費用のほうですけれども、議会費のほうではこれからも若い人が議員として立候補できるような待遇というんですか、議会の報酬を含んだ政務活動費も含めて検討することもいいのではないかという意見で書いてあります。

また、あと議会を傍聴する雰囲気をもう少し助長してもらえそうなことがあればいいかなという感じで書いてあります。

それと、監査の関係は総務の関連が多いので総務のほうで意見を幾つか、またこの同じような意見があります。でも一応発表しておきます。常に上位職の職員は時間外勤務の内容把握と改善を図り、原価意識の向上策として節電対策、人件費の軽減浸透に努める必要がある。この辺はタイムカードを入れたということを知っていますので、その辺も含めて検討してほしいということで書いてあります。

それと、あと防犯カメラの設置が昨年、何か平成28年度ですか、2カ所したという話を聞きまして、今の全国的にもそうですけれども、犯罪関連の防犯上ではやはり必要不可欠なものであって、もうちょっと整備してもいいのかなというふうに、またむしろ整備を願いたいという意見を書いてあります。

それと、若い者の定住促進に大いに検討に値する。また、それに付随する雇用の場、出会いの場を考える必要がある。現在やってもらっていますけれども、もうちょっとやってもいいのではないかという意見を出してあります。

それと、これは新しいあれだと思えますけれども、上田地域の定住自立圏共生ビジョンの

拡大推進に取り組むことを期待するというので書いてあります。これに関しては、また皆さんで検討してもらいたいということです。

それと、農林水産のほうでは農業と観光、商工業の連携を図り、立地条件を生かした施策と農業体験交流事業は観光にもつながる事業と思うので、積極的に推進願いたい。商工費ではこの前も書いてあります、観光面、健康面を考え自然を生かしたウォーキングコースみたいなものが整備費もそんなにかからないので、考えていただいたらどうかということです。

土木費では、老朽化した橋、建物、施設などの継続した計画的な整備を促進してほしい。もう一つは村営住宅の空き部屋対策として入居条件の緩和等を考えたかどうかということを書いてあります。

それと、教育費のほうでは、学校統合に関する費用は減少したが、これから西部小学校の体育科、プール等の建設に係るのはやむを得ないと。これに対してもスクールバスの費用が増大傾向にありますので、これももう少し利用を考えると、方法的には改善する良策でもあれば検討願いたいということです。

それと、これはまた書いてあるとおりですが、統合による改善はあるが、光熱費の節約を図るための公社のLED化を考慮する必要があるのではないかということを書いてあります。

それと、あとは特別会計のほうは大体いつも同じなので、一つだけ、スキー関連の、これもまた前回も多分書いてありますけれども、もう年々スキー場に関しては機械の施設が老朽化する中で、村当局の指定管理のあり方も含め、継続するか否か、決断のときでないですかということを書いてあります。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） ただいま宮崎代表監査委員から審査意見の表明がございました。

ただいまの審査意見に対し、質疑があったらお願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、審査意見に対する質疑を終了いたします。

宮崎監査委員、どうもご苦労さまでした。

休憩します。

休憩 午後 零時 17分

再開 午後 1時 15分

○議長（滝沢倅明君） 再開します。

午前中の決算について、総括質疑を行います。

質疑がありましたらお願いをいたします。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 幾つかの点について質問をいたします。

まず、村長から、先ほど決算に対する意見が述べられましたけれども、私の聞いている限りでは、本当に数字的なことだけだったんですけれども、思い起こせばこの平成28年度予算は一度全会一致で否決されて、それで2度目に組んで子育て支援とか、そういうところを入れてくれたりして成立した予算だったということを私は思い起こしていたわけなんですけれども、そうした点に対して、村長としては平成28年度をどのようにして考えて行政を執行してきたのか、その予算に対する決算時の思いを、やはり述べていただきたかったというのが一点です。

それから、やはりいつも私は、決算は次へのステップの大事なものだということはいつもこの場で述べさせていただいているんですけれども、村長はこの予算編成方針、最初に私たちに出してくれたんですけれども、限られた財源の中、公共の利益のために全力を挙げて新年度予算編成に取り組むこととしますというふうに述べて、3つの柱プラスワンでやったわけなんですけれども、そうしたものに対しての達成度とか、今後の課題について、若干基本方針ということで触れられた部分もありましたけれども、やはり平成28年度予算編成方針に対して、自分としてどのように総括されたのかを特にお聞きしたいと思います。

それと、もう一つはプラスワンの部分で、まち・ひと・しごと創生実現に向けた取り組みというのでは、先ほど監査委員からも幾つか指摘がありましたけれども、本当に私もせっかく子育て支援が充実したからといろいろ移住とかいろいろ言うわけなんですけれども、やはり働く場がないというのが、なかなか婦恋村に移住できないということを若い方々には言われるんですけれども、そうした点で、このまち・ひと・しごと創生に向けた取り組みとしての総括はどのようにされているのかをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ残念なことにJR問題では、私は6月議会でも質問したりしたんですけれども、そうしたことが第五次婦恋総合計画、基本計画等とか、あと事務事業の評価の中でも反省し、積極的に取り組むということがありましたが、先日の質問では、まだJR高崎支社に行くのは、議会としても申し入れを受けていないし、そんな中で先ほどの監査委員の

指摘にも確かにありました。やはりそれはどのように取り組もうとしているのか、これが本当に婦恋高校の問題とJRの問題、そして村の活性化に大きな役割があるというのはその都度述べられるわけですが、そうした点について、反省とか今後の方針とかが村長から述べられなかったというのは、もうこの時期、9月になればもう来年度のダイヤ改正もJRのほうはぼちぼちやると思うんですけれども、早く取り組まなければいけないけれども、そういうJR問題について、本当に一言も触れられなかったということがとても残念ですし、重要課題として乗っていなかったのかなというふうに不安に思っているわけですが、その点についてお聞きしたいと思います。

それから、次はトイレの問題ですが、私は幾度か質問して、いつもきれいなトイレというのは申し述べているわけですが、先日の市場視察の帰りに寄った刈谷ハイウェイ道の駅のところでは1億円もかけたと言うけれども、私は1億円とかお金をかけることよりも、今あるものをいかにきれいに維持管理するかというのをいつもお願いしているわけですが、そうしたことにどのように取り組んだかが余り、例えばときどき行われる全員協議会等でも触れられないし、やはり多くの方から聞いても、観光地としてはきれいなトイレが一番だよねと言うから、私は今あるトイレを最高にきれいにして維持管理していただきたいと思っておりますけれども、その辺でこの平成28年度の中ではどのように取り組んでいたのかどうか。それで、平成29年度はもう既に始まっているわけですが、これからでもそうしたことを取り組むことが必要だと思うんです。

最後に質問したときに確認したときにも、村長はそういうことで話し合ってみたりして、きれいに維持管理していきますという答弁をしておりますので、その後のことでは全課にまたいでいるので、私はやはりあえて総括質疑、決算書を見てもいろいろな係というか担当課のところにトイレ管理の費用が入っていますので、総括質疑とさせていただきます。

以上、4点について、村長の答弁を求めたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の総括質疑、ご質問に対しましてお答えをさせていただきます。

予算全体、平成28年度について総括的に子育て支援等について、全体的な予算の執行状況の結果をどう思うかというご意見でございました。決算ベースで一般会計74億円強、特別会計35億円、大体110億円の予算ということ、議会のご承認をいただいて当局は執行してきたわけでございます。

おおむね子育て支援に対して、特に学校給食費等ございました。まだ近隣の町村では余り給食費無料というような話がなかったわけでございますけれども、大きな流れといたしますと、給食費及び、国のほうでも給食費についてどうしようかと、あわせて、国のほうでも義務教育の無償化という大きな流れがございますので、結果として我が村では一步先んじた分が若干できたのかなと、こんな気持ちでおるところでございます。憲法26条義務教育は、これを無償とするとありますけれども、これは宣言規定という、10年前、30年前はそういう宣言規定という、あるいは例規規程という評価はあったわけですが、今日的な課題とすれば、これは今日的、政策的な課題であるというふうに、時代が大きく変わったなという気が私はしておるところでございます。そういう意味からいたしまして教育面からも子育て支援、これは非常に重要な、ダイナミックに世の中が変わっている節目の状況になっているなどと思っております。

子育て支援、あるいは教育に関する、大学生に対するお金の支援等も、国のほうも制度的に無償で、補助金的に出そうというような話もありますので、うちこそまでまだいっていませんけれども、そういう方向に大きく動いている。そういう意味では子育て支援関係については、世の流れに一步先んじたという言い方はおかしいかもしれませんが、そういう部分で議会の皆様のご承認をいただいて進めてきたことに対しては、それなりに一定の評価があるのかなと思っております。

働く場所、それに付随して誰もが、私もそう、働く場所を何とかしたいなど、こう思っておるところであります。ぜひともいい企業等が誘致できれば一番いいわけですが、今までも働く場所については企業誘致もいろいろなところと当たってきましたけれども、なかなか思うように行かないのが現実なところでございます。今後も十分とは思えませんけれども、今後もさらに企業誘致等についてはしっかり取り組んでまいりたい。また、働く場所の確保についてもしっかり取り組んでいく決意でもございます。議員の皆様のご理解とご協力もいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思っております。

J Rの関係でございますけれども、J Rにつきましては渋川市市長さん中心で活性化協議会があります。過日も総会が行われました。そこでJ Rの高崎の営業部長さん等、あるいは企画室長さん等も一緒に参加しておる会でございますので、そこでもお願いをしっかりとせてもらいました。また、草津の8月2日の温泉祭りでございますけれども、これは高崎の支社長さん、同じく営業部長さん、企画室長さん等も同席させてもらいまして、そこでもいろ

いろな願いをしてきました。議会のほうの皆さんからもフェイストゥフェイスの関係、平素からよく考えろというご指摘もございまして、それなりにそのほかにも数回、高崎支社のほうとはいろいろな意味のコンタクトをとったりもさせてもらっておるところでございます。いずれにせよフェイストゥフェイスの平素のつき合いをもっとしっかりしなさいと。

また、キャベツ大使の中にも先輩1人に入らせていただいております。そういう方々ともコンタクトもとりながら、今後、来年度に向かって、なるべくきめ細かな情報交換もしながら進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

あわせてまして孺恋高校の話もございまして、ぜひとも吾妻高校の存続とJR吾妻線の存続というのは切っても切れない相関関係にあるわけでございますので、議員の皆さんともども今後もしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

トイレの関係でございますけれども、現在、二十一、二カ所トイレが村管理等であります。担当課によって違うわけなトイレもいっぱいありますが、短いトイレもあれば一年中のトイレもあります。さらに、鎌原の観音堂の前には議会のご承認もいただきまして、一応トイレが完成したということでございます。私も何度かあと、あそこを見に行っておりますけれども、それなりにきれいになったし、地域の皆さんにも喜んでいただいているのかなと、こんなふうに思っております。今後、あそこの活性化等も含めていろいろ考えなくてはならぬわけですが、ぜひとも有効に上の駐車場と下のトイレ、これがリンクを張れるような形のプログラムがうまくあそこ、できればいいのかなと、こんなふうに思っております。

その他、トイレはそのほか21カ所あるわけですが、今後も各課がトイレ管理の部分がありますけれども、一体的に連携して、特に観光面におけるトイレ、鹿沢のほうのトイレもきれいにしなくてはならぬと思っております。また、国道、県道に隣接するトイレについては、より一層、一年中きれいにできるようにしたいと、こう考えております。庁内のほうでもまた、今までも会議を何回かしておりますので、継続的にトイレの、特に観光部分についてはしっかりとそのような形で取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 一部、答弁になっている部分ありましたけれども、一番目の質問としては、最初に述べたように、本当に全会一致で否決されたのを修正してなったので、私は村長がおっしゃったように、子育て支援は本当に全国に先駆けて一歩も二歩も先んじた施策を出して、本当に他町村からうらやましがられ、私も何町村かに呼ばれてお話ししてきたりと

か、発信をしているところなんですけれども、やはりそこら辺では村長がそういうものに取り組んだというのは評価するんですけれども、その次の時点で、やはり、その平成28年度予算を組んだときに対する、やはりそこに自分としても反省があってもよかったのではないかと、私は決算のときにそういうものがあるのではないかと考えていたんですけれども、そうした謙虚さとか——謙虚さと言ったら失礼かどうかわからないけれども、やはりまじめに取り組むというのはそういうことなんだと思うんです。

そこからスタートして、ちゃんと平成28年度を執行し、平成29年度につなげられると思うので、その辺ではもう少し自分の決意というのを、去年の予算編成方針のときと同じ答弁をしているんですね。討論の中でキャベツ大使の活用とかも議員からも出たりとかしているんですけれども、既に、だからキャベツ大使の活用はJRに対してでも何でもする、そういう人たちの集まりを年1回したほうがいいのではないかとか、そういう意見が出されているから、もう平成28年度でやっていいことだったんですね。そこら辺では反省すべき点がいっぱいあると思うので、答弁はどうするかは村長にお任せしますけれども、やはりそういう一つ一つの反省があって次に生かせるというのでは、決算を大事にしていきたいというふうに思います。

それからJRの問題ですけれども、議会も一緒に行くから、ぜひ誘ってくれというのも、この場で村長が誘うからというふうにおっしゃったので、待っていたんですけれども、誘いがなかったんですけれども、今お話聞いたら、何回か高崎支社に行っているということでは、私は実は国会議員のほうにも声をかけて、国会でも取り上げてもらったんですけれども、やはりそういうときに国交省の答弁は、本当に切実な実態がちゃんと高崎支社とか上のほうにちゃんと切実に訴えていくことが一番大事だということが言われておりますので、そういった点では、ぜひ議会も誘ったりして、これ以上本数を減らさない、むしろ1本でもふやしてほしい。それか乗務員とか、あそこの窓口の担当、私も何回か行って観光商工課、観光協会の事務局長が対応しているけれども、やはりまだ不十分だと思いますので、何らかの方法をとって、あそこが使いやすい駅にして、より多くの人に利用してもらう施策を全課でやはり話し合うべきだと思っていますので、その辺についての村長の決意をお聞きしたいと思います。

それからトイレについても、同じ答弁なんですね。全課で今後話し合う。では、前回は答弁したけれども、その後何もされていなかったのか。やはり私は掃除する方との話し合いをして、ちゃんと必要なものは支給し、必要な時間に対しては手当を出すのが本来のあり方だ

と思うというお話をしたので、話し合っしてほしいと思うんです。この点については担当課に話したんですけれども、やはり高いところのクモの巣を取るには、ある程度高いほうきがあったらいいとか、あとは陶器のところをきれいにするにはクレンザーがあったほうがいいのかというので、私は掃除している方とお話し合いで話してみたんですけれども、その辺に必要な物資とか、やはり掃除している方とお話し合いをして、ちゃんと掃除している方に感謝を持って、それなりの手当をやって進めていくのがきれいにする方法ではないかなと私は思うので、その点についても一度、村長が1年間で何かしてきたのか、担当課に答えていただいてもいいんですけれども、お答えいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 平成28年度当初予算の状況、当初の状況、しっかり反省すべきは反省してというお話でございました。反省すべきをしっかり反省して、お認めいただいた予算でございましたので、それにのっとり、議会の承認の得た予算ということでしっかり取り組ませていただきました。まだまだ足りないことばかりでございますので、今後もしっかりとご指摘があればご指導いただけたらと思うところでございますので、よろしくをお願いします。

J Rの関係でございますが、国交省のほうからもいろいろな情報も私も耳にしておるところであります。いずれにいたしましても、ダイヤ改正というのは時期が来れば必ず来ることだということだと思っています。それから、先ほども申しましたが、J R 吾妻線、特に万座・鹿沢口駅、あるいは大前まであるわけですが、我々もしっかりまた、より一層高崎支社の皆さん、人間関係、フェイストゥフェイスの関係をしっかりさらに構築して、また、情報交換をしっかりすることも非常に重要だと、先方もそうおっしゃって、企画室長さんもおっしゃってくださっていますので、特に唐澤議員から昨年秋言われて以降、何度かそういう形でキャベツ大使とも会わせてもらっていますので、しっかりと取り組んでまいりたい。また、国交省、あるいは本社のほうも必要があれば、お願いするべきことがあればしてまいりたい、こう思っております。

トイレの関係ですけれども、何かしたのかということではございますが、何もしないわけではなくて、担当はもちろんトイレはきれいにしようということではございます。それから22カ所と言いましたが――ありますので、そのうち1カ所、鎌原はできましたので、これもしっかり管理、誰がするかをしっかりと決めてきておりますので、また、定期的に担当がしっかりトイレは22カ所管理しておりますので、また、足りないところがあればしっかり全体を管

理できるようにしてまいりたいと思っています。課によって違う部分と、観光面でやるべきところというのは私も違うと聞いていますので、国道・県道、あるいは観光面でお客様の来るところのトイレについては徹底してきれいにしようということで、課長会議でも何度か申してきておるところでございます。今後におきましても、またご意見ありましたらお教えいただきながら、しっかりとしたトイレ管理をしてまいりたいと思っていますので、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（滝沢俣明君） ほかに質疑がありましたらお願ひをいたします。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。本案の審議は中日12日に行うこととし、本日から11日まで議案調査にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は本日から11日まで議案調査といたします。

◎日程の変更について

○議長（滝沢俣明君） お諮りいたします。日程第19から日程第23までは、いずれも平成29年度各補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第19から日程第23までを一括議題にしたいと思ひます。なお、本日提案説明と全員協議会での詳細説明を行い、再開日まで議案調査にしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第32号～議案第36号の一括上程、説明

○議長（滝沢倅明君） 日程第19から日程第23までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第32号 平成29年度婦恋村一般会計補正予算（第4号）から議案第36号までの各特別会計補正予算につきまして、提案理由を説明させていただきます。

まず、一般会計でございますが、歳入歳出それぞれ8億7,066万4,000円を追加し、歳入歳出総額80億1,016万1,000円とするものでございます。

歳入につきましては、平成28年度決算で繰越金が確定したこと及び財政調整基金取り崩しと国庫支出金の増によりまして、8億7,066万4,000円の歳入増となりました。臨時財政対策債は発行可能額が決定したことにより268万3,000円の増額となっております。

歳出につきましては、まず、総務費でございますが、財産管理費として現商工会館のトイレの改修で150万円計上させていただきます。

続いて、企画費ですが、委託費について小水力発電に関する調査委託に324万円、交流拠点整備推進事業の立木調査委託として162万円計上させていただきました。戸籍住民登録費につきまして、個人番号制度基盤整備事業として旧姓併記等に関するシステム改修費として302万円の計上となります。

続きまして、農林水産費ですが、農林振興費につきまして2,222万円の増額となりますが、こちらにつきましては5月31日の降ひょうによる農業災害に対応するもの及び野菜苗全自動移植機購入補助金となります。創作実習館運営費では、創作実習館のインターロッキング工事等として430万円を計上させていただきました。

土木費では、7月、8月の豪雨による対応を含め、村道維持管理事業、緊急路面維持補修修繕事業で7,500万円の増額といたしました。また、機械管理費として200万円を計上させていただきました。7月、8月の豪雨に対しましては、災害復旧費として2,650万円を合わせて計上させていただきます。

消防費では、災害対策として大前区ヘント、投光器等を配置するため200万円の補正をさせていただきます。

教育費につきましては、県小学生スキー大会運営補助金、総合グラウンド維持管理事業等として622万2,000円を計上させていただきます。

他会計への繰出金であります。後期高齢者医療特別会計へ84万8,000円、公共下水道事

業特別会計へ394万4,000円、簡易水道特別会計へ400万円となっております。

このほか、庁舎建設のために振興開発基金へ1億2,000万円、文化会館建設基金へ1億2,000万円の積立金の補正とさせていただきます。

また、財政調整基金への2億8,961万円の積み立てにつきましては、地方財政法第7条に基づく積立金を計上させていただきます。

以上が平成29年度孺恋村一般会計補正予算（第4号）の主な内容となっております。

次に、特別会計でございますが、まず、議案第33号の介護保険特別会計事業勘定は、2,204万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億185万円とするものでございます。

続いて、議案第34号 後期高齢者医療特別会計補正予算ですが、84万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,357万4,000円とするものでございます。

議案第35号 簡易水道事業特別会計は、歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億6,804万5,000円とするものでございます。

次に、議案第36号 公共下水道事業特別会計ですが、歳入歳出それぞれ394万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億1,528万6,000円とするものでございます。

以上、大変雑駁ではありますが補正予算の提案説明とさせていただきます。なお、一般会計を初め、各会計補正予算の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） それでは、一般会計より順次詳細説明を求めます。

一般会計補正予算、総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、議案第32号 平成29年度孺恋村一般会計補正予算（第4号）の詳細説明をいたします。

平成29年度孺恋村一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億7,066万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,016万1,000円といたします。

第2条としまして、地方債の変更について、4ページの第2表地方債補正を見ていただきたいと思っております。

第2表 地方債補正。

3段目になりますが、臨時財政対策債、限度額2億1,000万円から限度額の確定によりまして、286万3,000円の増額となり、2億1,263万8,000円になりました。これにより、合計

限度額が7億2,068万3,000円となります。

それでは、次に歳入歳出の概要を事項別明細書で説明いたします。

5ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、まず歳入からですが、款、補正額を申し上げます。

第12款分担金及び負担金80万円、14款国庫支出金324万円、15款県支出金1億4,392万1,000円、18款繰入金2億9,150万5,000円、19款繰越金4億2,651万5,000円、20款諸収入200万円、21款村債268万3,000円、歳入合計8億7,066万4,000円となります。

次に、歳出でございますが、6ページをお願いいたします。

2款総務費、4億3,081万6,000円、3款民生費107万8,000円、4款衛生費400万円、6款農林水産業費1億9,810万4,000円、7款商工費100万円、8款土木費8,094万4,000円、9款消防費200万円、10款教育費1億2,622万2,000円、11款災害復旧費2,650万円、歳出合計額8億7,066万4,000円。

財源内訳としまして、国県支出金1億4,716万1,000円、特定その他財源280万円、一般財源7億2,070万3,000円となります。

次に、歳入歳出の主なものについて説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

歳入の中で3段目になりますが、第15款県支出金、第2項県補助金、第4目農林水産業費補助金補正額1億4,392万1,000円、内訳としまして、説明の欄を見ていただきたいと思います。「野菜王国・ぐんま」強化対策総合事業補助金572万1,000円、ひょう害に対する農業災害対策事業費補助金が1,100万円、農地耕作条件改善事業補助金が1億1,440万円、中山間地域所得向上支援事業補助金が1,280万円となります。

次に、8ページをお願いいたします。第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額2億9,150万5,000円になります。

第19款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金、確定額といたしまして補正額4億2,651万5,000円になります。

次に、9ページをお願いいたします。

第21款村債、第1項村債、6目臨時財政対策債、限度額の確定により補正額268万3,000円になります。

次に、歳出でございますが、10ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目企画費、補正額1,564万8,000円。内訳としまし

て、自然エネルギー活用事業が324万円、嬭恋高等学校活性化事業として1,000万円、これらが見込まれております。

次に、8目財政調整基金、補正額2億8,961万3,000円、財政調整基金積立金になります。

次に、14目振興開発基金費、補正額1億2,000万円、振興開発基金積立金になります。

次に、12ページをお願いいたします。

12ページ、3段目になりますが、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、補正額2,222万円、内訳としまして、「野菜王国・ぐんま」強化対策事業の補助金372万1,000円。農業災害対策事業補助金としまして1,849万9,000円となります。

13ページになりますが、5目農地費、補正額1億7,099万5,000円、内訳としましては、村単土地改良事業990万円、農地耕作条件改善事業1億4,300万円、中山間地域所得向上支援事業1,800万円が見込まれております。

次に、14ページをお願いいたします。

2段目、第8款土木費、第2項道路橋梁費、1目道路維持費、補正額4,200万円、内訳としましては、緊急路面維持修繕事業が1,000万円、村道維持管理事業が3,200万円になります。

続いて、2目道路新設改良費、補正額3,300万円、内訳としまして、橋梁整備事業2,800万円、道路改築事業500万円になります。

続いて15ページ、3段目になりますが、第10款教育費、第5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額1億2,000万円、文化会館建設基金積立金になります。

次に、16ページをお願いいたします。

第6項保健体育費、2目保健体育施設費、補正額5,100万円、こちら、総合グラウンドの施設修繕費になります。

次に、第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、1目農地災害復旧費、補正額950万円、内訳としまして設計委託料、災害復旧費、災害復旧工事費になります。

続いて、17ページになりますが、第2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、補正額1,700万円、災害復旧工事費になります。

以上、詳細説明とさせていただきますが、よろしくをお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 続いて、介護保険特別会計補正予算。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、議案第33号 平成29年度孺恋村介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）の詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,204万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億185万円とするものでございます。

それでは、3ページをごらんいただきたいと思います。

事項別明細書になりますが、歳入としまして繰越金2,204万6,000円、合計で2,204万7,000円となります。

それでは、次の4ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございますが、第2款保険給付費として1,100万円の減、第4款地域支援事業費が1,100万円の増、それから、8款の諸支出金として2,204万6,000円の増でございます。財源内訳につきましては、そこにごございますのでごらんをいただきたいと思います。

それでは、歳入の詳細でございますが、5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、国庫支出金として介護給付費負担金が275万円の減。第3款の第2項国庫補助金として、第7目の地域支援事業交付金として275万円の増、第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金として308万円の減。

次の6ページをごらんいただきたいと思います。

第2目地域支援事業費交付金が308万円の増、第5款県支出金が第1項県負担金、第1目介護給付費負担金がマイナス137万5,000円の減。第2項の県補助金として第4目の地域支援事業交付金が137万5,000円の増ということになります。今、申し上げました第5款までにつきましては第3款の国庫支出金から第8款の繰入金までにつきましては、この後説明させていただきます歳出の組み替えによるものでございますので、増減が同額となっております。

第8款でございますが、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金としてマイナス137万5,000円、第6目の地域支援事業繰入金が137万5,000円の増でございます。これも同様な理由によるものでございます。

第9款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金として2,204万6,000円の増でございます。これにつきましては、また説明させていただきます過年度の給付金の確定に伴います国庫の返還金に繰越金を一部充当するものでございます。

それでは、8ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございますが、第2款保険給付費、第2項介護予防サービス等諸費、第1目介護予

防サービス等諸費としてマイナス1,100万円。

第4款地域支援事業費、第3項介護予防・生活支援サービス事業費、第1目介護予防・生活支援サービス事業費として1,100万円の増となります。これにつきましては、総合事業の施行に伴いまして、介護給付費から地域支援事業への移行が予算編成時におきました推計を上回ることが見込まれることから、今回補正として組み替えをさせていただくものでございます。

次の9ページの第8款でございますが、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金として2,204万6,000円、これが過年度、平成27年度の国庫支出金の確定精算に伴う返還金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 続いて、後期高齢者医療特別会計補正予算。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、議案第34号 平成29年度孺恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,357万4,000円とするものでございます。

それでは、3ページをごらんいただきたいと思います。

事項別明細書、歳入になります。

第4款繰入金として84万8,000円の増でございます。

次の4ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございますが、総務費が64万8,000円の増、それから第4款保健事業費が20万円の増、合計で84万8,000円の増額となります。

それでは、5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第4款の繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目事務費繰入金でございますが、84万8,000円、これは一般会計の繰り入れとなります。

続いて、6ページをごらんいただきたいと思います。

歳出に係る詳細でございますが、第1款総務費、第2項徴収費、1目徴収費64万8,000円の増でございます。これにつきましては、介護保険の制度改正に伴いますものでございまして、高額医療制度の見直しでございますが、個人の負担限度額の改正に伴うシステム改修で

ございます。これは、当初予算時には実際に見込めなかったものでありまして、今回ここに計上させていただくものでございます。

第4款の保健事業費、第1項保健事業費、第2目疾病予防費20万円の増でございます。これにつきましては、特定健診のお知らせ発送推計にちょっと見込み誤りがございまして、秋の補完時の郵送代が不足してしまいましたので、これを補正させていただくものでございます。すみませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 続いて、簡易水道事業特別会計補正予算。

上下水道課長。

〔上下水道課長（熊川武彦君登壇）〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、議案第35号 平成29年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明させていただきます。

第1条歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,804万5,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。

歳入について説明させていただきます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金400万円の増額でございますが、補正額400万円を一般会計繰入金にて充足させていただきます。

続きまして、6ページをごらんください。

歳出でございますが、第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費400万円の増額です。室内簡易水道石綿管布設がえ工事につきまして3年計画で布設がえを予定していますが、年度区切りの場所の変更によりまして、平成29年度工事費の増額をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 続いて、公共下水道事業特別会計補正予算。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） 議案第36号 平成29年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明させていただきます。

第1条歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ394万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,528万6,000円とするもの

でございます。

5ページをごらんください。

歳入について説明させていただきます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金394万4,000円の増額でございます。補正額394万4,000円を一般会計繰入金にて充足させていただきます。

続きまして、6ページをごらんください。

歳出でございますが、第1款下水道費、第1項業務管理費、第3目処理場管理費200万円の増額です。水質浄化センターの電気室、インバーターの故障によりまして施設修繕費を増額するものでございます。

次に、その下の表になります。第1款下水道費、第2項下水道事業費、第1目公共下水道事業費194万4,000円の増額です。大笹塩ノ島地区の下水道管詳細設計業務委託です。平成30年度当初に工事発注の予定のため、平成29年中の設計が必要になったための設計委託となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝沢倅明君） 平成29年度各会計補正予算の説明が終了しました。

議案第32号から議案第36号までは全員協議会で詳細説明を行い、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第24、議案第37号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大久保守君の退場を求めます。

〔9番 大久保 守君退席〕

○議長（滝沢倅明君） 本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第37号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

担当より詳細説明をさせます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 宮崎 孝君登壇〕

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） それでは、議案第37号の詳細説明を行います。

先ほど村長が説明したように、この関係、西部小学校の屋内運動場及びプール建設工事の建築工事部分の請負契約に関する提案であります。

議案の裏面をごらんください。

参考資料として入札経過がついております。

ここに記載のとおり9月1日に実施いたしました入札によりまして、佐田・渡辺・大久保 婦恋村立西部小学校屋内運動場・プール建設工事（建築工事）特定建設工事共同企業体が落札されましたので、請負契約について提案させていただくものであります。

なお、工期については平成30年9月28日を予定しておりまして、29、30年の2カ年事業になっております。

この後、出てきます電気関係、機械関係についても同じ2カ年で工期も予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） これは佐田・渡辺・大久保という三者のJVでやるわけですが、その工事割合というか、10割のうち何ぼ、何ぼと、その配分はどのようにされているのかを一点お聞きしたいのと、先ほどから豪雨災害によっていろいろ工事が発注されていたけれども、たしか記憶によると大久保産業さん、7月か何かにも工事を受けているわけですが、陳情にも出されている議員であるものが工事をとるというのでは、今回はかなり大きな金額だけれども、地方自治法の92条の2項では、とって村の仕事は総工事高の半分とかなってなっているのは当局も御存じだと思いますけれども、その点には今回の工事をとったとして、触れないのかどうかも調査したのかということが2点目です。

それと、これ、工事をするとき契約するときには、前払金というか、何ていう名前だったかちょっと忘れたけれども、工事額の1割だかを先に村に払うというのがあって、以前に払っていないという案件もあったので、その辺についてはきちんとそれがされているかどうか

かを、3点確認したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の三者のJVの出資割合でございますが、佐田建設さんが50%、渡辺建設さんが30%、大久保産業さんが20%になっております。

それと、2点目の92条の2に該当するのかもしれないのかということでございますが、当局のほうではこれには該当しないという見解でやっております。

それと、3点目の保証費の問題になろうかと思いますが、これは契約が成立した段階でそういったものの納入になるのかなと思っております。JVですので、その企業体から保証費が支払われるということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 2点目ですけれども、92条の2項に該当しないというのは、いろいろ地方自治法を細かく見ると、その準ずる行為のものというのも入っているけれども、そういった点も当局が、一応当局は一番工事高を把握しているわけだから、わかると思う。それでも大丈夫ですというふうに、では言えるのかどうかというのを再質問しておきたいと思えます。

それから、では契約日はいつになるのか。その契約したときにはきちんとその前払金だか何かというのは、そういうのはいつでも議員としては閲覧できるのかどうか、その契約日と閲覧できるかどうかを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 伊藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

92条の2については該当しないということで、先ほども答弁させていただきましたが、そのとおりと認識しております。

それと、保証金のことに関してでございますが、契約日に今回この案件が可決された段階で、きょう、本日付の契約日になる予定になっております。よろしく願いいたします。

閲覧可能かということですね。はい。

それと、すみません。先ほどの保証費の関係なんですけど、ちょっと追加をさせていただき

たいと思います。保証費の納入については現金の場合と保証会社からの支払いになる場合がありますので、その辺もよろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、議案第37号 工事請負契約の締結については可決されました。

大久保守君の入場をお願いします。

〔9番 大久保 守君復席〕

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第25、議案第38号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第38号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

担当より詳細説明をさせますので、慎重審議をご指導いただきまして、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 宮崎 孝君登壇〕

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） 議案第38号の詳細説明を行います。

この関係も、先ほどと同じく西部小学校の屋内運動場及びプール建設工事の電気設備工事部分の請負契約に関する提案であります。

やはり議案の裏面をごらんください。

参考資料として入札経過がついております。

ここに記載のとおり、9月1日に実施いたしました入札によりまして、菅谷電気工事株式会社が落札されましたので、請負契約の締結について提案させていただくものであります。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第38号 工事請負契約の締結については可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第26、議案第39号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第39号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

担当より詳細説明をさせますので、慎重審議をご指導の上、ご承認いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 宮崎 孝君登壇〕

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） 議案第39号の詳細説明を行います。

この関係も西部小学校屋内運動場及びプール建設工事の機械設備工事部分の請負契約に関する提案であります。

議案の裏面をごらんください。

参考資料として入札経過がついております。

ここに記載のとおり、9月1日に実施しました入札によりまして、藤田・婦恋水道婦恋村立西部小学校屋内運動場・プール建設工事（機械設備工事）特定建設工事共同企業体が落札されましたので、請負契約の締結について提案させていただくものであります。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 2点質問いたします。

これについての工事割合というのを一点お聞きしたいのと、あともう一点は、これも9月1日なので、ここで議決されれば契約が成立ということで、同じく閲覧できるということで解釈していいのでしょうか。その点、2点お願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の出資割合でございますが、藤田エンジニアリングが70%、婦恋水道設備が30%。それと2点目の閲覧については、先ほどと同様、本日が契約の予定日となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第39号 工事請負契約の締結については可決されました。

◎請願書・陳情書等の委員会付託について

○議長（滝沢倅明君） 日程第27、請願書・陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第90条第1項の規定により、請願・陳情の審査を別紙文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◎議員派遣の件について

○議長（滝沢倅明君） 日程第28、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、この際、お諮りします。ただいま議決された議員派遣の件について、変更が生じた場合は、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣の件については、変更が生じた場合は議長に一任することに決定しました。

◎休会について

○議長（滝沢俣明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により11日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご異議なしと認めます。

よって、あすから11日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（滝沢俣明君） 本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時20分

平成 29 年 第 4 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成29年第4回婦恋村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成29年9月12日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 平成29年度婦恋村一般会計補正予算(第4号)の撤回について
- 日程第 2 認定第 1号 平成28年度婦恋村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 平成28年度婦恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 平成28年度婦恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 平成28年度婦恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 平成28年度婦恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 平成28年度婦恋村上水道事業会計決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 平成28年度婦恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 8号 平成28年度婦恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 9号 平成28年度婦恋村スキー場事業会計決算認定について
- 日程第11 議案第33号 平成29年度婦恋村介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第34号 平成29年度婦恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第35号 平成29年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第36号 平成29年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1 番	佐藤 鈴江 君	2 番	土屋 幸雄 君
3 番	唐澤 弘 君	4 番	松本 幸 君
5 番	滝沢 俣明 君	6 番	黒岩 忠雄 君
7 番	熊川 一 君	8 番	伊藤 洋子 君
9 番	大久保 守 君	10 番	羽生田 宗俊 君
11 番	黒岩 鹿二郎 君	12 番	大野 克美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	教 育 長	黒岩 優行 君
総務課長	松本 源 君	総合政策課長	下谷 彰一 君
税務課長	土屋 和久 君	住民福祉課長	松本 芳男 君
建設課長	宮崎 芳弥 君	農林振興課長	小嶋 正 君
観光商工課長	加藤 康治 君	上下水道課長	熊川 武彦 君
教育委員会 教育事務局長	宮崎 孝 君	会計管理者	熊川 さち子 君

事務局職員出席者

議会事務局長	黒岩 崇明	書 記	宮崎 清
--------	-------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（滝沢倅明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成29年第4回婦恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（滝沢倅明君） 本日の議事日程は別紙日程表のとおりといたします。

◎平成29年度婦恋村一般会計補正予算（第4号）の撤回についての上
程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第1、平成29年度婦恋村一般会計補正予算（第4号）の撤回についてを議題といたします。

当局より、婦恋村議会会議規則第19条第1項の規定により提出されました議案第32号 平成29年度婦恋村一般会計補正予算（第4号）の撤回について説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 本定例会に提案させていただきました、平成29年度婦恋村一般会計補正予算（第4号）の撤回につきまして、提案理由を説明させていただきます。

平成29年9月6日の婦恋村議会本会議において上程させていただきました議案第32号 平成29年度婦恋村一般会計補正予算（第4号）につきまして、当該補正予算に計上した一部の事業に関し訂正の必要が生じたため、本議案を取り下げたいので、婦恋村議会会議規則第19条第1項の規定により議会の許可を求めるものでございます。ご審議の上、ご許可をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、平成29年度孺恋村一般会計補正予算（第4号）の撤回については可決されました。

◎認定第1号～認定第9号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第2から日程第10まで、平成28年度各会計歳入歳出決算認定について審議いたします。

本案については、本定例会第1日に一括議題とし、既に当局の説明が終わり、それぞれ議案の調査を願っておりましたので、ただいまから質疑を行います。

議事整理の都合により、質疑は一般会計歳入歳出決算から順次行います。

一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、上水道事業会計決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、スキー場事業会計決算について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤さん。

○8番（伊藤洋子君） 今回の決算については、スキー場会計をなくした方向で進んできて、進められたわけですがけれども、今現在の今後の方向に向けてまだ出されていないので、その辺については、やはり村民に対してとか、指定管理を受ける側に対しても責任があると思

ますけれども、方向としてどのようにされるのか、きちんとこの場でも説明していただきたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

スキー場事業特別会計につきましては、先人の大先輩の皆様方がバラギ高原に婦恋村営スキー場として婦恋村の税を投入し、動産、不動産等を管理、運営してきたという歴史がございます。

その中で、特別会計もいよいよ閉鎖という状況になってきたわけでございます。財政再建の一番最重要課題の一つであったわけでございます。これにつきましては、ぜひとも本会議においてこれをご承認、認定をいただければ、全て終了という状況になるわけでございます。

今後の方針についてでございますけれども、全員協議会においても説明をさせていただきましたが、昨年度の前年のスキー場の運営状況を、まず第1次的に3月31日をもって運営状況を報告いただくと。あわせまして6月30日をもって、今後どうするかを双方が紳士的に話し合いをするという約束事があったわけでございます。この件につきましては、逐次、各議会におきまして議員の皆様方にもご説明をしてきたところでございます。

その結果、現状におきましては、私どもが提案をさせていただきました条件につきまして、最終的な返事をいただいております。今後どうするかについては、先方が私どもの提案、最終的にした案をのんでいただければ、再度議会に提案をし、ご承認をいただきたいと考えておるところでございます。最終的に先方が我々と詰めてきた案件について、ご承諾をいただけないということであれば、これは全て廃止という状況になるかと思っております。一般村民にも、十分、この経緯につきましては、今後さらに、説明は十分果たしていくつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤さん。

○8番（伊藤洋子君） この問題では、いつもこの時期になってずるずると行って、例年ですと11月中旬過ぎになって、もう今回しようがないというので、いつも事業を継続してきたわけですが、それが何のこう、村としての考えというよりも、もう業者さんが困るからみたいところでやってきたけれども、やはり今回、はっきりと村としての姿勢を示すとしたら、今、村長の答弁では、返事がない場合は、なしにしていくことも考えていると言うけれども、それはそれでいいんですけれども、期限も決めないと、やはり私は受け入れる、

指定管理になる方の、指定管理じゃなくなったんだ、受ける方に対しての親切心というか、事業を行う方のいろいろな営業努力とかそういうことを考えると、早い時期がいいと思うんですけども、その辺の時期についてきちんとしておかないと、やはり例年どおりに私はなっちゃうのではないかと懸念しているわけですけども、その辺では、どういうふうに当局としては考えているのか、答弁お願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 後ろはもうないと思っております。本定例議会の最終日までに、先方がお認めいただければ、何とか議会のほうにも提案したいと思っておりますけれども、現状は返事が来ておらない実態でございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありますか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

次に、各会計決算について一括で討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 私は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計に反対、ほかの会計に賛成し、討論を行います。

まず、一般会計ですが、初日の総括質疑でも述べましたように、予算を作成するときにはとてもやる気があって、前向きで提案してくれたわけですけども、そうした中で、いまだかつてない全会一致の反対で修正して、予算が成立したわけですけども、その割には、何か本当に取り組む姿勢がどうだったのかということで、一応、述べさせていただきたいと思います。

それは、例年と同じように、何かこう、行政に取り組んできたその予算編成のときの、大変いろいろなことがあったことがなかったような感じで通り過ぎてしまったように思います。当初、3つの柱プラスワン、そしてポイントとして道の駅構想を進める、少子化対策を進める、吾妻線対策を進めていくというものがありません。

少子化対策はまあ、議会からの提案もあったりして、とても充実して評価する部分がありますが、その目的、当初予算のときに述べましたが、出生率1.75に近づけるような努力をするということでしたが、村長からの説明から、そうした1.75に向かって今現在はどのく

らいの出生率とか、そういう自分たちの取り組んできた評価というものがなく、努力してきたのかどうかは私には感じられませんでした。

吾妻線対策もしかりで、当日、初日のときにも述べましたので二重にはしませんが、本当にこう、重点対策として進めた割には何の行動もなく、議会にも声もかけられませんでした。

道の駅は、青山国有地の問題なわけですけども、もっとこう、ああいう事態になっていたのでしたらもっと積極的に進めてくれば、先日の青山国有地問題で、何もこう提案がない中で補正予算が組まれるというようなことは、私はなかったと思うんです。だから、いつでも、初心を忘れないでやっていってほしいということが、私としては残念でなりません。

こうした、主たる事業も含めて、私はやはり村民としての思いなんですけれども、皆さんは日々の仕事に一生懸命頑張っている。そうしたら、役場、当局としては、行政のプロとして、本当に与えられた課題に真剣に向かってやっていただきたいということが、私の思いであります。

それから、国民健康保険特別会計ですが、これは村の財政運営がどうのこうのとかではなくて、やはり国民健康保険はなぜこんなふうに住民負担がふえたかというところ、国庫負担が昭和30年代の半分になっているというところで、それが全部行政にかかっているということで、本来は社会保障の一端としてやり始めたものなのに、それがこう、お互いに負担し合っていてそういうふうにするというのでは、社会保障の考え方がなくなっていくということで、私はいつも国にも声を上げてほしいというのを時々申し述べてきたんですけども、そうした考えがなくなってきた、本当に国民健康保険税を払うのも大変、資格証明書も発行されて、医療、お医者さんにかかるのも大変というのが、やはり、重い患者が出たりとかなんかして、さらに国民健康保険会計を圧迫しているというところで、やはり私は素直に賛成することができません。

それから、介護保険特別会計もそうなんですけれども、これもいろいろなシステムで、今度国としては総合事業になってきて、地域でやるようになってきたけれども、私が議員になり始めたころまでは、本当に国が責任を持ってやっていて、負担があったのはよほどの高額所得者しか負担がなかったような状況だったのが、介護保険制度が始まったおかげで、保険料も払って利用料も払う、それで保険料が払えないと、利用するときちょっとペナルティーがあるというのでは、これも本当に、今後の高齢者社会に向けてどうなんだろうというそんな思いで、私はこれも素直に賛成できませんので、村長としてはいろいろ大変だと思いますけれども、やはりこうした現実を国なり、県なりに上げていくようにしていかなければ

ば、村独自だけではやっていけないという要望も込めて、こういう討論とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

認定第1号 平成28年度孺恋村一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号 平成28年度孺恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号 平成28年度孺恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第4号 平成28年度孺恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号 平成28年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第6号 平成28年度嬭恋村上水道事業会計決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第7号 平成28年度嬭恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第8号 平成28年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第9号 平成28年度嬭恋村スキー場事業会計決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、認定第9号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 村長。

○村長（熊川 栄君） お世話になりました。ありがとうございました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 続いて、日程第11、議案第33号 平成29年度孺恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第12、議案第34号 平成29年度孺恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

- 議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。
続いて、討論を行います。
ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

- 議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。
直ちに採決を行います。
本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。
よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

- 議長（滝沢俣明君） 日程第13、議案第35号 平成29年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

- 議長（滝沢俣明君） 伊藤洋子さん。

- 8番（伊藤洋子君） 聞き漏らしていたら申しわけないんですけども、6ページの一般管理費、説明にあります簡易水道施設工事費は、すみませんがどちらだったのかを教えてください。

- 議長（滝沢俣明君） 上下水道課長。

- 上下水道課長（熊川武彦君） それでは伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

この工事費の増額でございますが、砂井簡易水道の石綿管布設替え工事の年度区切りの計画の変更によりまして、本年度の増額とさせていただきますのでございます。

- 議長（滝沢俣明君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第14、議案第36号 平成29年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（滝沢俣明君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、14日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご異議なしと認めます。

よって、あしたから14日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（滝沢俣明君） 本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時24分

平成 29 年 第 4 回 定 例 村 議 会

(第 3 号)

平成29年第4回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成29年9月15日(金)午前10時00分開議

日程第1 議案第40号 工事請負契約の締結について

日程第2 議案第41号 工事請負契約の締結について

日程第3 請願書・陳情書等の審査報告について

日程第4 一般質問

日程第5 閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程第5まで同じ

発委第1号 嬭恋村議会議員政治倫理に関する決議(案)について

発委第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書(案)について

出席議員(12名)

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
3番	唐澤 弘 君	4番	松本 幸 君
5番	滝沢 俣明 君	6番	黒岩 忠雄 君
7番	熊川 一 君	8番	伊藤 洋子 君
9番	大久保 守 君	10番	羽生田 宗俊 君
11番	黒岩 鹿二郎 君	12番	大野 克美 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	教 育 長	黒岩 優行 君
総務課長	松本 源 君	総合政策課長	下谷 彰一 君
税務課長	土屋 和久 君	住民福祉課長	松本 芳男 君

建設課長	宮崎芳弥君	農林振興課長	小嶋正君
観光商工課長	加藤康治君	上下水道課長	熊川武彦君
教育委員会 教育事務局長	宮崎孝君	会計管理者	熊川さち子君

事務局職員出席者

議会事務局長	黒岩崇明	書記	宮崎清
--------	------	----	-----

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（滝沢倅明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回嬭恋村議会定例会を再開いたします。

◎議事日程の報告

○議長（滝沢倅明君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第1、議案第40号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第40号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

担当より詳細説明させますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 宮崎 孝君登壇〕

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） 議案第40号の詳細説明を行います。

この関係は、先ほど村長のほうから説明いたしましたとおり、旧田代小学校の校舎及びプールの解体工事に関する工事請負契約の締結についてを議決いただくものであります。

議案の裏面をごらんください。

入札経過がございますが、ここにある5者において指名競争入札を昨日行いました。ここにあるように、丸栄建設株式会社が落札されましたので契約を行いたいと思います。提案いたしたものであります。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

大野克美君。

○12番（大野克美君） ちょっと解体のことに対してですけれども、ちょっと素人でわからないところがあるんですけれども、解体に対して、これ大体参考のためにですけれども、大体坪幾らぐらいしているのか。それで、一般的にものを解体するときにかかる費用というのは、大体こう高い場合があるし、大体幾らから幾らぐらいかというの、それをちょっと言ってもらえるとありがたいんですけれども、できますか。

○議長（滝沢倅明君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 宮崎 孝君登壇〕

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） 申しわけございません。詳細のちょっと資料、今、手元にございませんで……

〔「大体でいいよ」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） 今回この田代小のは校舎とプールございます。ちょっとすみません、面積、今出せないんですが、校舎とプールを合わせた解体工事で今回ここに金額ございますが、税抜きの7,900万円ということで、ちょっとすみません、面積、今手元にございませんで……

○12番（大野克美君） これ、プールと校舎はちょっと坪単価が違うと思うんだよね。大体幾らぐらいするのかというの、それをちょっとこう知っておくといいんで、それわかったら教えてほしいと。じゃ、今はすぐわからないんだ。

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） 申しわけございません。

○12番（大野克美君） じゃ、ちょっと調べておいていただけますか。

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） はい、すみません。

○議長（滝沢倅明君） 教育委員会事務局長、調べて後で回答をお願いいたします。

ほかにご質疑ありませんか。

大久保守君。

○9番（大久保 守君） 1点お願いしたいんですが、金額が7,400万というようなことで、

基本ですとこれは監理技術者の設置という工事になると思うんですが、その点、教育委員会ではきちんと精査するということがよろしいでしょうか。

○議長（滝沢倅明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） 今、大久保議員のご説明ですが、基準にのっとりまして確認していきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第40号 工事請負契約の締結については可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第2、議案第41号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第41号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきましてご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

なお、担当より詳細説明をさせます。

○議長（滝沢俣明君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 宮崎 孝君登壇〕

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） 議案第41号の詳細説明を行います。

この関係、先ほど村長が説明いたしましたとおり、旧干俣小学校の校舎解体工事に関する工事請負契約の締結について議決をいただくものであります。

これも議案の裏面をごらんください。

入札経過がございます。実はこちらにつきましても、先ほど第40号のほうと同じく村内5者の業者に指名競争入札依頼をしたところですが、特約つきで最初の40号のほうを受けたところは、次の41号干俣のほうには入札参加いただかないというようなことでお願いしておりますので、4者の間で入札を行ったところ、ここにありますとおり上坂建設さんが落札されたという内容であります。

議決のほうよろしく願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

大野克美君。

○12番（大野克美君） 先ほどと同じでお願いします。

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） はい、また後で。

○議長（滝沢俣明君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第41号 工事請負契約の締結については可決されました。

◎請願書・陳情書等の審査報告について

○議長（滝沢倅明君） 日程第3、請願書・陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に、陳情書等を所管の委員会に付託し、審査願っておりましたが、いずれも審査が終了をいたしましたので、ただいまから委員長報告を行います。

最初に総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 佐藤鈴江君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤鈴江君） 総務文教常任委員会では、陳情1件について当委員会への付託を受け、9月12日午後2時10分から、委員6名、当局から村長、教育長、関係課長の出席を得て委員会を開催し、慎重に審議しましたが、その結果について報告をいたします。

上坂建司氏から提出された陳情第2号 議員の兼業禁止に関する陳情書について審査をいたしました。

委員会での意見は、地方自治法第92条の2の議員の兼業禁止の法の趣旨は守るべきであり、趣旨採択と決しました。今後、議会基本条例等を検討する上で、政治倫理についても再度確認することが必要とのことから、委員会発議で孺恋村議会議員政治倫理に関する決議書を提出し、決議するべきであるとの意見があり、本定例会に決議案を提出することを全会一致で決定しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見がありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

陳情第2号 議員の兼業禁止に関する陳情書について、総務文教常任委員長報告のとおり趣旨採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

◎日程の追加について

○議長（滝沢俣明君） それでは、発委第1号 政治倫理に関する決議書（案）を配付させていただきます。

〔決議書（案）配付〕

○議長（滝沢俣明君） お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員長から発委第1号が提出されました。これを日程追加し、追加日程（その1）第1として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

発委第1号 婦恋村議会議員政治倫理に関する決議（案）についてを日程に追加し、追加日程（その1）第1として議題とすることに決定しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 追加日程（その1）第1、発委第1号 婦恋村議会議員政治倫理に関する決議（案）について議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 佐藤鈴江君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤鈴江君） 議員みずからの行動を厳しく律し、人格と倫理の向上に努め、村民の信頼に応えるとともに、公正で開かれた民主的な村政の発展に寄与することを目的に決議するものであります。

以上。

それでは、ここで孺恋村村議会議員政治倫理に関する決議（案）について朗読をさせていただきます。

政治倫理確立のため、「村政が村民の厳粛な負託によるものである」ことを確認し、その担い手たる村議会議員が村民から負託を受けた代表者として、自らの行動を厳しく律し、その人格と倫理の向上に努め、村政に対する村民の信頼に応えるとともに、公正で開かれた民主的な村政の発展に寄与することを、ここに表明する。

1 私たちは、村民の信頼に値するより高い倫理義務に徹し、政治不信を招く公私混同を絶ち、常に清廉で、すべての言動が村民の注視の下にあることを認識して行動する。

1 私たちは、公共の利益を損なうことがないよう特定の個人、企業及び団体の利益誘導等を図る言動を慎み、自らが実質的に経営に関与する企業と村との間で締結する工事請負契約等に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、村民に疑惑の念を生じさせないよう努めるものとする。

1 私たちは、議員本来の使命と任務の達成のため、議員としての品位を磨き、高い識見を養うよう努めるとともに、万一、政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれた場合には、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明にあたり、その責任を明らかにする。

以上、決議する。

平成29年9月15日

孺恋村議会

以上です。

○議長（滝沢俣明君） 本案について質疑を行います。

土屋幸雄さん。

○2番（土屋幸雄君） 政治倫理に関する決議をするということでございます。将来的には議会基本条例を目指して進めていく考えがあるのか、どのような方向に持って行って、これを議員としての条例とか何かを定めていくのか、ちょっとお聞きいたしたいと思います。

○議長（滝沢俣明君） 佐藤鈴江さん。

○総務文教常任委員長（佐藤鈴江君） これに関しては委員長報告のとおり、今後議会基本条

例等を検討するということでもありますので、この任期中に議会基本条例等を検討していきたいということでもあります。

以上。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑がありませんので、以上で……

大久保守さん。

○9番（大久保 守君） 今、総務委員長から一応倫理規定というようなことで議決をするよ
うにというような文言がありました。これを最終的には婦恋村議会というような弁で最初く
くってあるわけですが、なぜ全員協議会でこういうものは持ち上がらなかったのか。
一委員会でこれを議員全員に当てはめるといことは、どうなのかなといことはちょっと
疑問に思うんですが、どうでしょうか。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さん。

○総務文教常任委員長（佐藤鈴江君） この件に関しましては、総務文教常任委員会に付託を
受けましたので、委員会のほうで審議をさせていただきました。今後そういうことであれば、
議会基本条例等に関しては議会全員で検討していくことが必要だというふうに考えています。

○議長（滝沢倅明君） 大久保守さん。

○9番（大久保 守君） 基本条例は基本条例でいいと思うんですけども、この文面を決定
するのに一委員会で全てを議会の代表としていいのかという話です。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さん。

○総務文教常任委員長（佐藤鈴江君） そのようなご指摘を受けまして、今回委員長報告とさ
せていただきましたが、私たち委員会としてもこの案件を、陳情を受けて審議をさせていた
だきました。そういう指摘があったとすれば、前回の6月の定例会においても委員長報告と
して継続審議をさせていただいたわけですが、そのようなときにそういうようなご意見をい
ただければ、全員協議会の中でも議論をさせていただく機会があったかというふうに思いま
すが、今回このような形をとらせていただきました。

○議長（滝沢倅明君） 大久保守さん。

○9番（大久保 守君） 委員長、ただいま6月のときにあつて、それは継続審議だったわけ
ですよね。継続審議ということはずっと流れていて、そのときにこういうものを出すとい
話もなければ、何もなかったわけですね。今回その趣旨採択、採択をして今回こういう倫理

の規定をつくろうと、それは別段私たちはいいとは思いますが、ただ、村議会というくくりでするのであれば、これが総務委員会でくくりがあればそれは構いませんけれども、村議会でくくるのであればこれはやはり、そこの場にいない議員がいるわけですから、協議をする中に、これはあくまでも全員協議会に持ち上げて、それからここへ出すのが当然だと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務文教常任委員長（佐藤鈴江君） すみません。継続審議となっている陳情について議論をしてきたわけですが、その中でも継続審議となっている案件について、どのような対応をしていくかということで委員長報告で可決を受けました。そのことについて今後どのような形をとっていくのか議論をさせていただいて、報告もさせていただいているというふうに考えます。

〔「いや、議論とはまた違うんじゃないですか。こういうものを出すと
いう議論がなかったわけじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ほかにご意見ありますか。

羽生田宗俊さん。

○10番（羽生田宗俊君） 議長、休憩を求めます。

○議長（滝沢倅明君） 休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時32分

○議長（滝沢倅明君） 再開いたします。

本案について、ほかにご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、発委第1号は提案のとおり可決されました。

◎請願書・陳情書等の審査報告について

○議長（滝沢倅明君） 次に、請願第2号、孀恋ウェイストパーク一般廃棄物最終処分場建設に反対する採択を求める請願書について、請願第3号 今井牧野農業協同組合の所有する土地の土地活用に関する請願書について、陳情第3号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について、一括報告をしていただき、案件ごとに質疑、討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

[産業建設常任委員長 大久保 守君登壇]

○産業建設常任委員長（大久保 守君） 産業建設常任委員会の会議の結果報告をいたします。

当委員会は、9月12日に委員会を開会し、請願書・陳情書等の審査を各課からの報告を受けました。委員会には、委員6名、議長、副議長、当局側からは村長、関係課長の出席を得て開会いたしました。

初めに、請願第2号 孀恋ウェイストパーク一般廃棄物最終処分場建設に反対する採択を求める請願について、紹介議員の補足説明を受け、審査を行いました。

一般産業廃棄物の最終処分場の建設に対しては風評被害が懸念され、基幹産業であるキャベツの価格に大きく影響すること、また農業関係者からの建設反対の署名簿の提出や、地元今井地区の住民投票での反対票が多数あるとの結果及び村長からの廃棄物の持ち込みはさせないとの決意表明があったことなどから採択に決しました。

続いて、請願第3号 今井牧野農業協同組合の所有する土地の土地活用に関する請願について、紹介議員の補足説明を受け、審査を行いました。

請願の趣旨は、株式会社ウィズウェイストジャパンによる最終処分場計画による当組合の土地利活用の実現に向けて、村議会に計画の説明の機会をお願いするものであります。請願第2号が採択されたことで、計画の説明を受けることは相反することとなるとの意見から不採択と決しました。なお、委員会での意見では、議員の勉強会として説明会を開催してもよいのではないかとの意見もありました。

続いて、陳情第3号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について審査をいたしました。

陳情の趣旨は、全国森林環境税導入の一日も早い実現を求めため、全国森林環境税の創設に関する意見書を採択し、政府、国会、関係機関に提出を求めものであります。

嬭恋村議会は全国森林環境税創設の促進議員連盟の理事であることから、意見の提出をしていくこととし、採択と決しました。

その他、各課から報告事項がありました。

農林振興課からは、有害鳥獣捕獲状況、全国和牛能力共進会及びチョウザメ養殖の経過について、また上下水道からは万座簡易水道組合施設地すべり経過についてそれぞれ報告がありました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（滝沢倅明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、請願第2号 嬭恋ウェイストパーク一般廃棄物最終処分場建設に反対する採択を求め請願書について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

熊川一さん。

○7番（熊川 一君） ただいま委員長の報告がございましたけれども、これは今の一般廃棄物の日本における現状といいますか、そういうものを私は、ここでは勉強会はこれからやってもという意見が出たんですけれども、その前にやっぱりこれはこの議会で決めるのではなく、議員の皆さんが勉強した中でやるのが本来かなと、そんなふうにも感じております。

また、事業が始まって群馬県との、今、事前協議に入った中で、嬭恋村にも公告という形の中でそれを閲覧しておりますけれども、そんな流れの中でまだまだ住民説明会も半ばとい

うか、始まったばかりですよ。そんな中でちょっと拙速過ぎるのではないか。もう少しその実情、今の一般廃棄物の廃棄処分の現状というものを、もう少し勉強してからでも遅くはなかったのかなと、そんなことがありますので、ちょっと拙速過ぎたなという感じがしております。反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご意見ございませんか。

松本幸君。

○4番（松本 幸君） 私は紹介議員として、この件はいろんな考えがあるかと思えますけれども、今、現況の婦恋村に対してプラスになることはまずないだろう、それよりもこの話が進めば進むほどマイナスに近くなっていく要素が多々にあると思いました。

ですから、余り地域との説明会というのは、それは地域とやる必要があるんですけども、地域以外の、簡単に言えば、最終処分場ということが、そういうものをつくるということ自体が今の現況の婦恋村の産業、特に野菜、キャベツ、あるわけですけども、一番この環境に敏感な食物が、食べ物ですから一番敏感なわけです。それをわざわざ自分から、何と申しますか、自分から荒波にさらけ出すようなことは決して得策ではないと私は思っております。

ですから、この討議の、この施設の反対ということの採択ということで、私は賛成ということとで討論いたします。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

請願第2号 婦恋ウェイストパーク一般廃棄物最終処分場建設に反対する採択を求める請願書について、委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢俣明君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

続いて、請願第3号 今井牧野農業協同組合の所有する土地の土地活用に関する請願書について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） これは請願の趣旨、件名を見ると、土地の利活用ということがありますけれども、中身はウェイトパークが進める最終処分場というのはあるんですけれども、委員会の中でやはり今後嬭恋村が森林が多いということで、森林の活用等について何か審議もあったのかどうか、その委員会の内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 大久保守さん。

○産業建設常任委員長（大久保 守君） 今、伊藤議員から質問ですが、内容的には、次期は嬭恋村が一般産業廃棄物の受け入れ場所だということは、皆さん自覚しておると思うんですけれども、この協議の中ではありませんでした。ただ、ここにも先ほど述べたとおり、一般産業廃棄物のものをどうするのかというような内容で、このウェイトパークさん、また牧野組合さんの意見にもありましたとおり、議員の勉強会として開催するのはやぶさかではないという意見は出ました。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

熊川一さん。

○7番（熊川 一君） 先ほどから続く話になるんですけれども、委員長の場合は、答弁ありましたように、ぜひ議会としても、また当局からも、これから避けては通れないこの産業廃棄物の処分場という問題はどこでもあり得る。そういうものはこれから、委員長からありましたように、勉強会を開いた中で議員も的確な勉強をし、的確な判断をしていただく。それが求められていると思いますので、今後ぜひ勉強会をするようお願いしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

請願第3号 今井牧野農業協同組合の所有する土地の土地利用に関する請願書について、委員長報告のとおり不採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第3号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 先ほどの、請願第3号のときと同じように、これこそ森林環境税の創設ということでは今後の森林活用だと思うんですけども、そういった話し合いがされたのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（滝沢俣明君） 大久保守さん。

○産業建設常任委員長（大久保 守君） 森林環境税、先ほどお話ししたとおり嬭恋村はこの全国の団体の中の群馬県の理事というようなことで、理事を受けている議会であります。そういう細かい話はもうこれ何回も出ておりますので話はありませんでしたが、群馬県の緑の県民税というようなものがあって、比較的重複するんじゃないかというような意見も他県にはあるようでございますが、嬭恋村の今回の議する中ではそういう話はありませんでした。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 私は、これは委員長報告に賛成ということで討論したいと思いますけれども、嬭恋村も群馬県も森林の面積はかなり半分以上占めていることは資料等により皆さんもご存じだと思いますけれども、その森林をやっぱり守ることが今、起こっている土砂災害とかそういうことを防ぐ一助にもなるということで、ぜひ今後この税金とかの使い方として、県民や村民の命を守るということで、いろんな施策を進めていってほしいという願いを込めて賛成といたします。

以上です。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご意見ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

陳情第3号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について、委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程の追加について

○議長（滝沢倅明君） 発委第2号意見書を配付させていただきます。

〔意見書（案）配付〕

○議長（滝沢倅明君） お諮りいたします。ただいま産業建設常任委員長から発委第2号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程（その2）第1として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

発委第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）について、日程に追加し、追加日程（その2）第1として議題とすることに決定しました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 追加日程（その2）第1、発委第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 大久保 守君登壇〕

○産業建設常任委員長（大久保 守君） 「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）の提案の理由を説明いたします。

本委員会に付託された陳情第3号の「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情書についてを審査した結果、採択と決したため、地方自治法第99条の規定により、環境行政庁へ意見を提出するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 先ほど私は採択のほうに賛成の討論をしましたがけれども、さらにこれを強化するという意味では、これは国民に課する税金になりますけれども、やっぱり国民の税金に頼るだけではなく、こうしたいろんな関係大臣には国としても予算を多く出すように、今現在はまだ何%しか出していない、0.何%の財源しか出していないので、やっぱり地方とかの森林を守れないでいるのが現実なんで、1%にただけでも何か1億円とかの予算を国がやるようになると思いますので、そうした点もただ税金に頼るだけではなく、国が本当に森林を守るならば、そういう国としても財源を示してほしいというのをおわせて、今後のいろんな活動の中では要望していくことも求めておきたいと思います。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 討論ですけれども。

○8番（伊藤洋子君） はい。

○議長（滝沢倅明君） よろしいですか。

ほかにご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、発委第2号は提案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（滝沢俣明君） 日程第4、一般質問を行います。

佐藤鈴江君、伊藤洋子君から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

◇ 佐 藤 鈴 江 君

○議長（滝沢俣明君） 初めに、佐藤鈴江君の一般質問を許可します。

佐藤鈴江君。

〔1番 佐藤鈴江君登壇〕

○1番（佐藤鈴江君） 議長の許可を得ましたので、2点ほど一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、マイナンバーカードの活用についてであります。

平成28年3月の定例会で、マイナンバーについての周知について質問をさせていただきました。その後の交付状況と活用方法についてお聞きしたいと思えます。

吾妻郡では、電算システム共同化を図っていると思えますが、嬭恋村でも今年度が移行期間と認識しています。その進捗状況と、マイナンバーと自治体クラウドとしての運用をお考えなのか伺います。国はIT化・業務改革（BPR）のさらなる推進のためのさまざまな取り組みを実施しているようですが、マイナンバーの交付率もなかなか上がらないと聞いております。なぜなら住民の皆様の声は、交付を受けても余りメリット感がないとの声があります。少なくとも住民票や印鑑証明がコンビニ等で取得できるようなシステムを導入するべきと思えますが、村長のお考えをお聞きします。

また、高齢者やパソコン等を利用することができない情報弱者の方への対応も必要と思えます。他の自治体では要望のある方にはタブレット等を持参し、写真撮影をして交付しているところもあるそうです。官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の第14条では、基本計画におけるデジタルデバインド対策の一環で、マイナポータルの運用も考えている

ようです。婦恋での導入はどうなっていますか。希望すれば国よりマイナポータル用の端末の配置を考えられているようですが、婦恋への配置予定はあるのでしょうか。

このようなことが導入できて想定する用途は、情報開示関係や情報連携の記録や自己情報の確認、個人番号利用事務関係、マイナンバーカード交付窓口での交付申請や、特に子育て関係での電子申請など若いお母さん等には十分な活用が可能であり、IT環境にも慣れていきます。子育てワンストップサービスも可能であり、子育て支援でもあると思います。また、さまざまな分野での活用が可能となってきます。セキュリティー対策の強化を図っていくことは当然であります。また、その他さまざまな分野での活用が可能だと思いますが、健康、医療、介護分野、インフラ、防災、減災分野なども挙げられると思います。

人生100年時代を生き抜くためにも、安心・安全で豊かな社会にするため、活用できるものを活用し、少子高齢化や人手不足の軽減を図っていくことが必要と思いますが、村長のお考えを伺います。

次に、AEDのコンビニ設置についてであります。

AEDとは、自動体外式除細動器ですが、心室細動という不整脈が原因で心臓が止まったときに、もとのように拍動を再開させるため、この機械を使って心臓に電気ショックを加える。裸の胸の上から電気ショックを加えることから体外式と呼ばれています。自動というのは、機械が心臓の状態を自動的に診断し、電気ショックが必要と判断したら音声に従って最後に救助者がボタンを押すものです。心臓は止まっているかわからないときでも、意識がなくても、呼吸をしていなければ使うべきです。

AEDは治療の前の診断の機械でもあります。心臓が小刻みに震えている状態になる心室細動と呼ばれる不整脈のときのみ有効ですが、完全に心臓が止まっている場合では役に立たないのですが、大事なポイントは、人が倒れているのを目撃したり、転んで気を失ったなど考えられる、心臓が止まったのかも疑う、使うことが大事になってくると思います。救命に成功するか否かは時間との勝負です。心室細動による心停止の場合、電気ショックが1分遅れるごとに10%ずつ救命できる確率が減っていくそうであります。心室細動でない人に使ったとしても作動しないようになっていますので、誰でもそのような知識を持っていることは大きな意味があると思います。

現在、AEDの必要性の観点から、町村内公共施設に設置済みであると思いますが、使用できる時間帯等の確認をさせていただきたいと思います。AEDの必要時に時間や場所も想定できるものでありません。現在の設置場所は公共施設が主な場所であることから、夜間は

無人であることや、鍵がかけられて緊急時に使用できないことが想定されます。

そこで提案ですが、村内にコンビニエンスストアが3カ所あり、24時間営業しているお店が2カ所あります。コンビニは夜間でも電気がつき、当然店員さんが必ずおります。何かあったときに誰でもが知っているコンビニに駆け込むことができます。このような環境整備がこれからは必要と考えます。落とさなくてもよい命を救うために備えあれば憂いなしです。当然お店のご協力をいただくことや設置箇所の皆さんに講習が必要となること、一旦講習を受け、定期的な電池交換等が必要になると思いますが、大事な命を守る観点から早急な対応が必要と考えます。

県内では、10月に前橋市でコンビニ設置がスタートすることが決まっています。経費的な面は前橋市とは比較になりませんが、東西1カ所に24時間営業しているコンビニがあります。村民の皆さんにも認識していただけるよう広報して、いざというときに対応できる状況をつくっていくために、そのような場面に遭遇しても慌てず対応できる、そのような知識を常に持っている人をふやしていくために、防災訓練などの場を活用し、AEDの講習会も必要と思います。村長のお考えをお聞きします。

以上2点、村長にお伺いしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、マイナンバーカードの活用についてのご質問でございました。

まず、電算システムの共同化でございますが、現在吾妻郡では6町村で共同化のシステムを進めておるところでございます。当村への移行についてでございますが、9月19、20日で端末の設置が終了いたします。10月10日に完全移行する予定で進んでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、マイナンバーカードの利用についてでございますが、住民票及び印鑑証明書につきましては、現在吾妻郡のシステム共同化推進会議において検討しておるところでございます。現在各地に導入され始めております、安い価格、廉価版システムの稼働状況を確認しつつ、平成30年の秋を目途に検討を行っているところでございます。

マイナポータル用端末につきましては、10月中に2台設置する予定となっております。設置箇所等を含めて準備中でございます。マイナポータルはどのパソコンからも利用可能でござ

ざいますが、マイナンバーカードとカードリーダーがないと個人情報を閲覧することができません。設置予定の端末は当然リーダーがついておりますので、カードがあれば個人情報の閲覧は可能となるわけでございます。

佐藤議員のご指摘の、高齢者やパソコン利用ができない方への対応も必要になるという意見でございますが、そのとおりだと思います。現在国のほうでは官民データ活用推進基本法におけるデジタルデバイド、いわゆるデジタルにおける格差でございますが、デジタルデバイス対策の一環としてマイナポータルの運用を考えているところでございます。

逆に、マイナポータルを始めることで格差が大きくなるという意見もございます。それはパソコンに優れた若い方とパソコンができない高齢者等については格差が生じるのではないかとということが議論されておるところでございます。

また、地方財政審議会委員の意見といたしまして、マイナポータルの活用に当たっては閲覧しなければ情報が得られないということがないよう、高齢者やネット環境がない方にも配慮するなどデジタルデバイス対策が必要であるという意見もございます。私もそのとおりだと思います。いずれにいたしましても、マイナポータルを有効活用しながら情報格差の縮小にも取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、子育てワンストップサービスにつきましても、現在システム共同化推進会議——吾妻郡内の会議でございますが——において検討中でございます。マイナポータルの活用や地域支援のシステム導入も考えられますが、群馬県では電子申請システムを更新して対応する予定であります。その県のシステムを採用したほうがコストが抑えられるというシステム共同化推進会議の試算もあるようでございます。したがって、システム共同化推進会議の現在勉強しておる結論を尊重したいと私は考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。吾妻郡内におきますシステム共同化推進会議の具体的な方向性が定まれば、それに従って嬭恋村においても進めてまいりたい、こう思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

第2点目のご質問でございます。AEDのコンビニ設置についてのご質問でございます。

質問の要点は、公共施設の設置済みのAEDの使用可能時間帯の確認、突然の心臓発作や事故に備え、時間に関係なく対応できる24時間営業のコンビニエンスストアにAED設置をする考えがありますかと。3点目で、いざというときにAEDが使える人をふやすために、機会を捉えて講習会を行う予定がありますかという要点でございました。

まず、公共施設設置済みのAEDの使用可能時間帯でございますが、各施設とも基本的に

は業務時間内でございますが、農村改善センターや孀恋会館等は休日や時間外に開館しているときもありますので、開館時は使用可能でございます。

AEDは、厚生労働省が2003年に救急救命士、2004年7月に一般人にも使用を許可し、それ以後普及は進んでおるところでございます。2分以内にAEDを使えば救命率は80%以上、5分を過ぎると50%まで下がり、以後、除細動が1分遅れる毎に7%から10%救命率が下がるそうでございます。いずれにいたしましても時間を争う対応が要求されます。

佐藤議員のご指摘のとおり、県内では初めて前橋市は10月からコンビニエンスストアへの設置を開始することが決まっております。前橋市内には現在154店舗のコンビニエンスストアがあるそうですが、承諾を得られた店舗から順次設置し、市民に貸し出しを行うということのようでございます。孀恋村内にある3店舗のコンビニエンスストアのうち24時間営業の店舗は2店舗でございます。たしかに店舗周辺の方々には有効な施策かと思われませんが、今後前橋市の実施状況等を見極めながら、また孀恋村に適した方法があるかどうかを検討してまいりたいと思っております。

また、AEDの講習会につきましては、役場の担当、広域消防、交番、診療所等かかわりのある関係諸機関ともよく協議をしながら機会を捉えて実施していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さんの再質問を許可します。

○1番（佐藤鈴江君） マイナンバーカード普及については、今後マイナポータルも設置することであるので、その有効活用は村民にとっていい情報だと思いますので、しっかりと広報をしていただきたいというふうに思います。

また、子育てワンストップサービスですが、赤ちゃんが生まれてからさまざまな手続は20項目弱手続をしなければならないということであるので、そういったことがそのマイナンバーカードを持っていることによって電子申請をすることができるということは、子育て支援にもつながると思いますので、その辺についてしっかりと検討しながら進めていただけたらというふうに思います。

また、人が亡くなったときにおいては、なお30項目弱のさまざまな手続が必要であります。そういったものもマイナンバーカードを持っていることによってスムーズに手続ができるということもありますので、その辺についてしっかりと検討しながら住民サービスの向上を図っていただきたいというふうに思います。

また、AEDの設置に関しては、全国の事例から見ますと平成26年には、甲子園を目指し、練習をしていた山形県の高校生が夜間練習中に心臓発作を起こし、すぐに監督が気づき心臓マッサージ等を行い、AEDを使おうと思ったんですけども、校舎と玄関の間に鍵がかかっていたと、そういったところで体育館と玄関の合わせたその中に鍵がかけられて、持って行くことができずに使うことができなかつた。結果、救急車の搬送を待っているということで、もうそのときには心肺停止状態になっていたと。その後、2日後にその生徒は亡くなるわけですけども、公共施設において鍵がかかっている、夜間そういったことに使えないという状況では、助けられる命がなかなか助けられないという現実もありますので、その高校生の事例は、AEDを処置していれば救命をできた可能性は大きくあったということでありまふ。また、沖縄県については、コンビニエンスストアでAEDを使用して1人の男性の命を救ったという事案もあります。それについては、その後意識を取り戻し、後遺症も軽く、回復に向かっているその男性については、本当に営業していた、夜間であったけれどもコンビニの自動除細動器が使えて大変ありがたかつたという感想も寄せられているということで、これはホームページにも掲載をされていることでもあります。

また、私たち嬭恋村は農業と観光の村というふうに標榜しているわけですけども、多くの観光客が嬭恋村にも訪れます。そういった中で観光客の皆様、また住民の皆様にも安心で安全に過ごせる体制をつくっていく、また、24時間営業しているコンビニにとって、住民にとつても、また観光客にとつても入りやすい、また行きやすい場所でもありますので、そういったところに設置するという考えは必要ではないかなというふうに思ひますので、その辺については前向きにご検討いただきたいというふうに思ひます。

また、AEDの知識についてですけども、そういったことを多くの村民の皆さんが共有することによって、そういった機械を使用することに抵抗感がなくなつたり、そういう人が一人でも多くいることが、もし万が一というときに対応できる多くの人がいるということが大事だというふうに思ひますので、その講習会についてもしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思ひます。その辺についてまた村長の、前向きに検討するということでありましたけれども、観光面からしてもコンビニに設置するということは必要だというふうに思ひますので、その辺についてもう一度ご回答いただきたいと思ひます。

○議長（滝沢俣明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、マイナンバーカードの件でございます。

私も制度ができて、即、役場で、住基カードもつくっておりますが、さらにマイナンバーカードつくりました。国が指導してきて、我が村の担当者も県に何十回も、延べにすれば本当に30人、40人が1年間県に行ってマイナンバーカードの準備をしてきたという経緯がございます。何とか有効活用ができるように、村民にとってこのカードを導入することによってプラスになるようにと努めてまいりたいと基本的には考えております。

しかしながら現実の、佐藤議員にもご指摘のございますように、村内のマイナンバーカードの発行率というはまだ非常に少ないのが現状でございます。何でかということ、やっぱりメリットが目の前にないということがはっきりしているということで、なかなか、つくるべきなんですがつくっていないという現実がございます。しかしながら今日的な課題といたしまして、吾妻郡では6町村において事務の効率化、あるいは共同化によってコストダウンを図るということで、現在電算システム等の共同化、共有化を今しておりますので、より効率的に、よりサービスの向上を努めるという方向で今進んでおりますので、佐藤議員のご指摘のように、何とかマイナンバーを使って、よりきめの細かいサービスができるところは一步確実に前に進めてまいりたい。

それと、吾妻郡内でも共同でやったほうが安いということもありますので、具体的に今ご指摘のあった件について、相当若い諸君が突っ込んだ議論を重ねておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。先ほど申しましたように、9月19、20日にはもう端末設置が終わる。10月10日からは完全移行ということでございます。ぜひとも諸手続きがしっかり進むようにと思っております。

子育てのワンストップサービスの電子申請の件でございますが、若いお母さんは非常にITについては非常に認識もあるし、日々日常の中で使っておるのが現実だと思っております。ぜひとも諸手続きが、こういうところから率先してワンストップが使えるような形でできれば私も考えておるところでございます。

死亡時の30項目の手続きというお話もございました。できる限り行政のスピード化、効率化等を考える意味でも、マイナンバーカード、できるところから一步步つ着実に前進してまいりたい、こう思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

AEDの件でございます。

24時間365日、もう前橋市が今、実証実験を、実証というよりも現実にやるということのようでございます。その他地域についてもそういう動きがございます。また、吾妻郡内の共

同化の推進会議の中でも議論がされておりますので、ぜひとも我が村においてもその結果も踏まえながら前向きに取り組んでまいりたい、こう思っております。

それから、講習会の件でございますけれども、かかわりのある組織も多々あるわけがございます。もちろん役場も24時間365日あいているところがございます。また、交番も24時間365日連絡のつく体制があるわけでありまして。また広域消防についても同じく24時間365日あいておると。またコンビニにおいては2店については24時間365日オープンしておるといふ現実もございます。ぜひともかかわりのある組織がまた一体となって担当部署とよく協議をしながら、また診療所も含めた中で具体的にAEDの取り組み、スピーディーに処理できる体制、そういうものを協議しながら進めてまいりたい、こう思っておりますので、講習会についてもそういう方向で進めてまいりたい、こう思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さんの再々質問を許可します。

○1番（佐藤鈴江君） 最後に、今、吾妻郡で共同電算化が行われて10月1日から稼働するということではありますが、その中でコンビニ等で住民票、印鑑証明等が取得できることが検討されているとしたら、いつごろからそれを運用開始できるのかご回答いただきたいと思っております。

また、先ほどAEDの講習会等もしっかりと連携機関と図ってやっていくということではありますが、防災関係に関しましてもそういった知識を多く持っている方を輩出するということは大事なことと思っておりますので、重ねてその点についてお願いをしたいと思います。

1点、マイナンバーカードの住民票、印鑑証明の交付はいつごろ考えられているのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） 佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほども村長の答弁の中にございしましたが、今現在、郡で検討しておりまして、平成30年の秋をめどに検討しているという答弁をさせていただきました。そこで一応決定をいたしますと、導入までに最短で6カ月ほどかかります。ですので、最短で31年度当初が目途になるかと考えております。ご理解よろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君） 以上で、佐藤鈴江さんの一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（滝沢倅明君） 次に、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。

伊藤洋子さん。

[8 番 伊藤洋子君登壇]

○ 8 番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

傍聴の皆さん、お忙しい中お疲れさまです。

質問に入らせていただきます。

9月定例議会は、平成28年度会計の決算審査を主な議題としております。先日の本会議で全ての会計決算が認定されました。私は一般会計などに幾つかの会計の決算認定に反対しました。反対の理由として、一度全会一致で否決された平成28年度予算だったのにもかかわらず、執行してどうだったのか、この点がよくできたとかそういう評価とか、今後への課題とかの説明責任を果たしていなかったということです。村民一人一人がそれぞれの仕事を懸命に取り組むのと同じように、行政のプロとしてしっかり仕事に取り組むことを求めたところでは。当初予算を示したときの気持ちを忘れず、真剣に村政の仕事に取り組むことこそ村民に信頼される、村民が主人公の村政と言えます。私はそのような村政運営を求める立場で質問をします。

初めに、孺恋村の自然環境を守る取り組みについてです。

1つ目として、クレソントンタウンにおける太陽光発電に関する件で4点伺います。

1つ、当該地域は、開発事業等の適正化に関する条例では環境保全地域になっています。景観条例には別荘地地区という規定があります。当該地域は私自身は別荘地と思っていたのですが、県のほうは原野ということで林地開発の許可をしたといえます。景観条例に書かれている別荘地地区の定義づけとは一体何なのかを説明していただきます。

2つ、景観条例の第3章について、第14条では勧告または命令、これは過日の全員協議会での報告にある補正指導と同じことになるのか、そうだとしたら村の勧告に従わなかったら公表もできるとなっているが、どうなるのでしょうか。

3つ目、第14条2項にある審議会にはかけているのかどうか。

4つ目、現在、中之条簡易裁判所において調停中とのこと。なかなか話し合いが進んでいません。過日、全員協議会に代替案が提案されたが、議会側の反対が多く、取り下げられま

した。その後、代替案を考えて話し合いに臨んでいるのかどうかお聞きします。

大きな2つ目として、森林の活用について。

先ほどのクレソントン問題と、今井地区に予定されている最終処分場問題を考えるときに、これからの森林の活用を提案したいと思います。

嬭恋村は平成27年度の統計によると、村有林は51.6%と半分以上を占めております。最近起こっている自然災害は地球温暖化の影響とされています。村長は、年に何度かの植樹イベントのときに「この事業は温暖化防止にもつながります」と挨拶を行っています。その目的とあわせて森林の土砂災害を減らすために、森林を守り育てる取り組みを提案いたします。現在国は「森林・林業基本法」、県は「森林・林業基本計画」に基づき、少しずつですが事業を始めています。国・県の施策に沿って嬭恋村も森林を守り育てる林業の振興を進めることを求めます。村長の考えをお聞かせください。

大きな2つ目の質問として、国民健康保険都道府県単位化についてです。

平成30年度から実施される予定の国民健康保険都道府県単位化について準備が進められていることと思います。この件について2点伺います。

村民にとっては、国民健康保険税の額は気になる場所です。今現在でも国民健康保険税は高いなという声が多く聞かれています。その発表をできるのはいつごろなのか気になる場所です。ぜひお答えいただきたいと思います。

2つ目、現在の制度でも滞納者数が年々ふえています。新制度により滞納者がふえたり、資格証明書の発行数がふえたりすると住民の命を守ることが難しくなります。事態によっては一般会計からの繰り入れなどを行うことができるのか、そうした考えがあるのかお答えください。

大きな3つ目に入ります。

柏崎刈羽原発の再稼働をしないように、ぜひ声を上げてください。

原子力規制委員会が6日、柏崎刈羽原発6、7号機の再稼働をしようとしている東京電力に対し、「原子力事業者としての適格性について否定する状況にない」と評価しました。しかも規制委員会は、一昨日になりますが、原発の新規制基準に適合したとする審査書案を発表しました。6年半前に福島で起こった原発事故の原因もまだわからず、処理にもかなり長期間かかるとされています。事件直後には嬭恋村もキャベツへの風評被害があり、価格が下がったと聞いています。また、シイタケなどキノコ類は放射線量が高いということで売ることができなくなりました。

柏崎刈羽原発は、福島までは240キロですが、刈羽原発は90キロ圏内になると思います。もしも福島と同じ事故が起こったら大変なことになります。嬭恋村の農業と観光、そして命、暮らしを守るために柏崎刈羽原発を再稼働させないことです。村長はただいま町村会長などもしております。ぜひそうした方々とともに声を上げていただきたいと思います。村長の考えをお聞かせください。

以上、大きくは3つの質問と細部にわたる質問に、誠実なる答弁を求めて私の質問を終わります。

○議長（滝沢倣明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

大きな枠の第1点目で、嬭恋村の自然環境を守る取り組みというご質問でございました。その中の大きな項目として、まずクレソントウンにおける太陽光発電に関する件ということで4点ほどのご質問をいただいております。

クレソントウンにおける太陽光発電に関する件で、まずお答えをさせていただきます。

最初に、許認可事項に係る申請及び届け出と根拠法令についてご説明をいたします。群馬県による林地開発許可は森林法に基づき群馬県がその事務を執行しており、嬭恋村開発事業計画許可は嬭恋村の条例に基づく許可申請となり、村がその事務を執行しております。また、景観計画区域の行為の届け出は、景観法及び嬭恋村景観条例に基づく届け出となり、こちらも嬭恋村がその事務を執行しております。

伊藤議員がおっしゃいます嬭恋村開発事業等の適正化に関する条例では、環境保全地域に指定されており、景観条例に基づく景観計画で、景観形成重点地区の別荘地地区に指定されている地区において、群馬県が原野として林地開発の許可をすることは根拠となる法令が異なっているため、何ら不思議ではございません。クレソントウンにおける太陽光発電に関する件は、景観計画区域における行為届け出書の提出を経て、既に審査が終了し、景観計画に定められた景観形成基準に適合するとして、平成28年4月に景観計画区域における行為適合通知書を交付済みでございます。景観条例では規制することができないので、平成28年7月に嬭恋村開発事業等の適正化に関する条例等施行規則指導要綱の改正を提案し、議会の議決をいただいたところでございます。本件に対しまして、景観条例の規定を適用することはできないと思われまます。

以上のことを踏まえた上で、伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、景観条例に書かれておる別荘地地区の定義はどうなっているかということでございました。別荘地地区とは景観法に基づき嬭恋村が定めた嬭恋村景観計画に、村内の景観形成において特に重要な地区を景観形成重点地区として5つの地区について規定した地区の一つであります。資産価値の維持向上のために景観形成を図ることを指定理由としている地区でございます。

2点目でございますが、景観条例第14条に規定されている勧告または命令は、全員協議会で報告した補正指導と同じことになるかというご質問でございました。景観条例第14号で言う勧告または命令は、景観法の16条等に規定されている件についての勧告または命令であり、全員協議会で報告した補正指導とは根拠法令が違うものでございます。ちなみに、全員協議会で報告させていただいた補正指導とは、嬭恋村開発事業等の適正化に関する条例第8条に規定するものでありまして、開発事業計画の申請について補正の必要があると認められたので、適正な措置をとるよう指導したものでございます。また、嬭恋村開発事業等の適正化に関する条例における許可前にもかかわらず事業者が工事に着手したため、同条例第17条に基づき、違反に対する措置として工事の中止について勧告を実施したものであります。

また、村の勧告に従わなかったから公表もできるとなっているかどうかについてでございますが、当該勧告に従わなかったときはその旨を公表できると規定されております。公表することも可能でございます。しかし、公表することによる風評被害なども考慮し、覚悟を持って取り組まなければならないと思っております。

第3点目でございます。

第14条第2項による審議会にはかけているかについてのご質問でございました。

第14条第2項の審議会とは、景観条例における勧告または命令する場合における措置でありますので、今回の勧告についてはかけておりません。

4点目でございますが、代替案を考えて調停をしているのかというご質問でございました。調停中の案件でございますので、詳細については差し控えさせていただきますが、調停へは本村顧問弁護士との協議を重ねた上で臨んでおりますことを申し添えます。ご理解をいただきたいと思っております。

第2点目の大きな枠の質問が、森林の活用についてというご質問でございました。

森林・林業基本法は、国土及び自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等のさまざまな機能が持続的に発揮されることを目的として制定されておるところでございます。群馬県では平成23年度に群馬県森林・林業基本計画を策定しました。また、平成26年度に

導入した「ぐんま緑の県民税」を活用した取り組みは県内各地で広がっており、本村におきましても、平成26年度以降ぐんま緑の県民税による木材粉碎機2台の導入、各地域における森林整備、各種自然環境団体に対する活動への補助等を実施しております。今後におきましては、林野庁が現在示しております市町村が主体となった森林整備対策や森林環境税の動向を見極めることも重要と考えております。それによりまして、村の森林の多面的機能を十分発揮させ、CO₂削減による温暖化対策や自然環境の保全等、さらには村の林業振興につながるよう取り組んでまいり所存でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

第3点目のご質問でございました国民健康保険の都道府県単位化についてでございます。

現在、来年度から市町村から都道府県が財政を主体として責任を持った体制に変更の作業が進められておるところでございます。

1点目のご質問でございますが、国民健康保険税の納税額の通知につきましては、従前どおり所得が確定しないと税額の算定ができませんので、来年度の所得が確定し後に、例年と同時期に正式な納税通知でお知らせすることになります。昨年度から、群馬県と市町村とで連携会議を継続的に開催し、国から示された基準をもとに国保事業費納付金及び標準保険料率の算定等につき協議を重ねておるところでございます。基本的には国保税の算定の基礎となるものは変わりませんが、都道府県化による保険者の納付金額について、また被保険者一人一人の納税額への影響につきまして、年内には議会に説明できるものと考えております。

2点目でございますが、新制度により税負担がふえることとなった場合、滞納者の増加、それに伴う資格者証の増加を防ぐために、一般会計からの繰り入れを行う考えはあるかというご質問でございました。以前にも申し上げましたが、国民健康保険は互助の制度でございます。それは被保険者保険も同様でございます。公費負担の原則及び被保険者負担の公平性の観点から、原則一般会計からの繰り入れは考えておりません。国保事業費の納付金の算定に当たりましては、各市町村の医療費水準や所得水準を考慮することになっております。基本的に大きな増減はないものと考えております。仮にあった場合には、国の追加公費及び群馬県の基金を活用して激変緩和措置を講ずることとなっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

第3点目の柏崎刈羽原発の再稼働をしないように声を上げてくださいというご質問でございました。

平成23年3月11日、東日本大震災に伴いまして地震、津波、さらに東京電力の原子力の被災ということでございました。それ以降、国においては原子力の規制委員会というのを設けまして、今後再稼働を認めるか、認めないかという議論がされておるところでございます。

ご存じのように、つい先日の6日でございますか、原子力規制委員会が発表して、柏崎刈羽原発の6号、7号、再稼働するか否かが現在議論をされておりました、その結論がもうじき出るという状況かと思われまます。それは手続的な話でございますけれども、資源エネルギーにおける基本的な政策については、外交、防衛、これと同時にやっぱり国が基本的なことを考える立場だと私は思っております。しかしながら、この嬭恋村に影響のあること、直接的な農業あるいは観光に影響のあることという蓋然性が高まれば、それはそれなりにその時点でしっかりと国あるいは出先機関等にもお話しはさせてもらいたいし、確認もとらせていただきたいと考えておるところでございます。自治権の及ぶ範囲におきまして、農業、観光を振興するために我が村に直接的な災害がある蓋然性が高まれば、当然それは私は今後は意見を述べるところでは意見を述べさせていただきたい、こう考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

大局的な国の政策について、このエネルギーの関係について国の大局は国が決めていただきたいと、こう思っております。自治法の及ぶ範囲において村に直接的な蓋然性が高まれば、それなりの発言はその場でさせていただきたいと考えますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの再質問を許可します。

○8番（伊藤洋子君） 大きな1点目は、ちょっと私が、村長がわかりやすく説明してくださったので聞いている方もわかったと思っておりますけれども、私が開発等適正化条例とちょっと景観法を取り違えたりした部分もあったかなとは思っておりますけれども、ただどちらにも、開発適正化条例と嬭恋村景観条例を両方見るとどちらにもそうした条項があって、先ほどの村長の説明でも、例えば勧告または命令とかが第8条、開発適正化等のほうでは第8条とかとあるので、それを一つ一つ今こなしているところかなと思っておりますけれども、（ウ）の景観法の条例の14条2項にある審議会というところでは、開発適正化等のほうでは16条に当たるかなと思っておりますけれども、そういった審議会にかけて、やっぱり今こうしたことが起こっているというのが多くの村の人たちにも知らせることはできないのかどうか、実際に起こっているから勧告とか補正指導の内容までというところであれだけ、今、現実にかつこうしたことが起こっているというのは、この開発適正化の16条では審議会にかけたりしてやっているのかどうかだ

け、1点お聞きしたいと思います。

それで、あと（エ）のほうでは現在中之条簡易裁判所には調停中で、それで過日前橋地裁にも工事差し止めを申し出て申請が受け入れられたということでは、ぜひやっぱり森林もそうだし観光地として、別荘地は村長も言いましたけれども、景観法でどうして別荘地地区というと資産価値を高めるためにそういう位置づけをしたというふうにおっしゃいましたんで、そこら辺では今現在前橋地裁にもかけられているというところでは、うんと弁護士さんとも相談しながら本当に守る別荘地、森林、守る立場で頑張っていたきたいなという思いでいるところです。

それと今度、森林の活用についてですが、私が特に最初に述べましたように、実は今議会でもこの村内で起こった土砂災害の箇所を説明されると本当に多くて、それによって工事もふえて、そういうところにお金を使うようになったというふうなところでは、もっと違うところにお金をかけて、未然に防いでいただきたいという思いでお話をしているんですけども、そういう意味で、1ページ目の最後のところに、国が行っている、それから県が行っているところの方針に基づいてやるということで、私が吾妻森林管理事務所のほうにも電話したりしていましたら、いろんな補助金も出されているということで、そうしたところと相談して村も進めていけばいいよということと、先ほど述べましたように51.6%ある森林をこれ以上なくさないように、むしろふやすようにしていくということでぜひ進めていただきたいという思いでいます。

いろいろ調べているときに、森林資源を生かした町ということで北海道の下川町というところが人口が半分以下にも減って深刻なところですけども、その自治体では地元の森林資源を生かした木質バイオマスによる再生可能エネルギーを導入し、エネルギーの自給率の向上に取り組んでいるということで、先ほど述べた太陽光も自然エネルギーといえそうですが、私としてはこの村のよさ、村にあるよさを生かした自然エネルギーということでは木質バイオマスも可能かなと思いつつながら、それで、かなり公共施設にそれを導入したところ、燃料費が半分以下に抑えられて、その浮いたお金をまた子育て支援とか人口をふやす対策に使っているということがありましたけれども、先日の上毛新聞によると中之条町も今自然エネルギーを進めているけれども、木質バイオマスも考えているという町長の答弁がありましたけれども、こうした森林を生かしたエネルギー問題も取り組んでいってもいいかなと思いますけれども、今現在、村長が考えているかどうかについても、ぜひ答弁していただきたいと思います。

それから次に、国保のことなんですけれども、国保のことでは資格証明書が吾妻郡内で婦恋村が結構多いということで、ただ婦恋村は行政側も親切に相談に乗ってくれて、差し押さえとかをしていないけれども、前橋市なんかは全国でも1番か2番ほどの差し押さえをしているということでは、そういうことだけはないようにしていただきたいと思うけれども、その点で今度広域化になったときにそういう差し押さえとか、そういうものの権限というんじゃないんですけれども、それをできるのはやっぱり自治体に任せられている業務なのか、それとも県に統一されたときに、県があそこは納めていないから資格証明書と画一的に決まるようなシステムなのかどうかというのが1点お聞きしたいのと、それと今現在だと村にかなりの、村が行っている事業なので、例えばどうしてもインフルエンザが発生して国保会計が足りなくなると法定外でも繰り入れをやったことが過去にあるわけなんですけれども、そういうことがもしあったときに広域化になっても村がそれをできるのか、それとも先ほど村長が言ったように、何か県のほうの基金とかそういうので対応するようになるのか、その辺の仕組みの説明をしていただければと思います。

それから、柏崎刈羽原発ですけれども、村長の言いたいのはわかるんですけれども、このエネルギー問題も太陽光を進めているのが国なんですよね。先ほどの林地開発も国なり県なりの条例でやっていて、すごい矛盾を感じるんですけれども、やっぱり森林を守るところでは、そこに住む人が声を上げなくちゃいけないと私は思っているし、先ほど言ったように、もし柏崎刈羽原発がこのまま規制委員会のおり国もやりますとなって稼働したときに、何かあったら90キロというのではもう村民にも体にも私は影響すると思うし、この地震国で何もないということはありませんし、そこをお願いしたいのが再稼働するには県の同意が必要となっているんです。これはやっぱり県の自治権だと思うんですけれども、その自治権を応援する意味でやっぱり新潟県に各町村の町長なり村長なりもそこを応援するようなことができないのだろうかということで私は思ったんです。やっぱり新潟県の知事1人で頑張るといのはかなり国に対抗するには大変だと思うので、自治権は本当にそれぞれの自治体に与えられた権限ですので、そうしたことを生かして村長としても応援ができないのだろうかという思いでこの質問をしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でクレソントウンの件でございました。

審議会に現在かけることは可能だけれども、かけていないという答弁を先ほどさせていただきました。かけるのか、かけないかというお話でございましたけれども、現状では審議会にかける予定はございません。現在は中之条簡易裁判所に調停の申し立てをさせてもらい、さらに前橋地方裁判所に工事差しどめの仮処分申請をしております。もちろん弁護士が立ち会ってお願いをしてあるわけでございます。

いずれにいたしましても裁判官のご判断が出る、ぼちぼち時期に来るのかなと、こういう気もしておるところでございます。やるべきことを、条例に基づいて行政の執行者としてやるべきことは今までやってきたつもりでございますけれども、いずれにせよ争いごとで裁判に係争中という状況でございます。公のところでは言えることと言えないことはあるわけでございますが、いずれにせよやるべきことをしっかり1つずつやって、国が認めておる裁判制度の裁判官のご判断を、言うべきことを言ってやるべきことをやって判断を仰ぐという状況になりつつありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

第2点目の、森林の活用の話でございました。

やっぱり木を植えることは非常に重要なことだと思っております。今回国のほうでは昨年の与党の税制調査会におきまして、平成30年度の税制改正においては、必ず環境森林税をやるという決定を見ております。ことしも恐らく11月ごろまでには国のほうの設定する環境森林税が成立するものと思われまます。それについて我々町村会においても、また議会のほうでも先ほど意見書提出ということでやっておりますが、多分認められると思っておりますけれども、群馬県では先ほど申しましたように既に緑の県民税、森林環境税をつくってあるわけでございます。平成26年からやっておりますけれども、35市町村でそれなりの実績もつくっておりますので、県の税は税でしっかり頼むという要請を吾妻郡町村会、あるいは同席しました議長会のほうも一緒に県のほうには要請を既にしてきておるところでございます。

あわせて、国のほうがやるというのは、国のほうではそれに市町村が主体になってやりましょうという内容を今審議していただいております。ぜひとも国のほうにも、県のほうの条例もできていますから、あわせて両方の制度がいい整合性を持って森林を守る、緑を守る、こういう政策につなげるように結びついていければ非常にすばらしいことだと思っておりますので、秋に向かって国のほうにもしっかりと新しい環境森林税をお願いしてまいりたい、こう思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

それから、国保税の関係でございます。

伊藤議員ご指摘のとおり、もう来年度から国保税の全面改正ということで基本的に市町村がやってきたことを、財政的にも今度は都道府県がやるという大きな制度設計をやっております。私どもの担当課長はもちろんでございますが、担当も県に何度も行って来年の4月1日以降どうあるべきかを、今議論をされております。

それから、移行をするに当たってはいろんな課題があると思っております。ところによっては一般会計から特別会計に繰り入れをしている自治体もあれば、基金がたくさんある自治体もあれば、基金のない自治体もあれば、嬭恋村はここキャベツの値段がよかったです、本当に国保税についてはうれしいといいますか、やっぱり基幹産業がしっかり稼げば国保も税が上がってくるんだなど。またご負担をいただく方は、本当に嬭恋は多くの方が多くのお金をご負担いただいております。この格差について今慎重な協議をしておいて、国は一定の、厚生労働省は基準を設けると。それから35市町村、担当は担当で県とも協議を真剣にやっていただいております。格差についてはおおむね3年をめどに激変緩和措置をとって、平等にどうやるかという着地地点を探す方向も検討されておるところでございます。

そういう大きな流れにありますので、具体的に差し押さえどうするんだとか、お支払いいただけない人数がどうなるんだとか、こういう問題、かなりたくさんありますけれども、これら全て合わせて群馬県で一本化ということで協議を今しておりますので、注意深く、私はもちろんでございますが、ぜひとも我々担当もしっかり今勉強させていただいておりますので、しかしまた決定事項があれば議会のほうにもご報告を申し上げてまいりたい、こう思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

原子力の話でございますけれども、確かに直線にすれば非常に短い距離であると、それから3.11以降レッドゾーン、イエローゾーンということで新潟の柏崎刈羽原発についてはキロの色数が出て、協議もした経緯が国のほうではあるわけございまして、その図面を見てもここから日本海までは何十キロということで、非常に近い地点であることは十分私も認識しておるところでございます。先ほど申しましたように、自治権の許される範囲で、これが侵害されるという状況があればしっかりとそれに基づいて対応してまいりたい、こう思っております。

現在、知事の許可ということで、19日だったと思っておりますけれども、そこまでに結論を出すということのようでございます。我々も注意深くそれを見るべきことは見、また、学ぶべきことは学んで心配なきように、地域に対してはもし、何回も申しますけれども、直接的に蓋

然性のある危険性とかそういうものがある場合にはしっかりと対応してまいりたい。また、発言もさせてもらいたい、こう考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの再々質問を許可します。

○8番（伊藤洋子君） まず1点目の、特にクレソントOWNについてですけれども、これは昨年の7月13日に全会一致でクレソントOWNの開発はなるべくとめてほしいということを採用では決めたわけですから、そういう議会も全会一致でやったというところでは、ぜひ村当局には弁護士さんと相談してあそこを守るように、太陽光設置に至らないように何とか頑張っていたいただきたいという要望をしておきたいと思います。

それから、森林の活用についてですけれども、2枚目の一番上に書いている国・県の施策に沿って婦恋村も森林を守り、林業の振興を進めることを求めますということで、先ほど北海道の下川町の例も挙げてやったんですけれども、やはりそういうことで県の森林管理事務所にも聞いてみたら、いろいろ補助金があるので、村としてもそういう森林を守る事業を進めることができるということなので、これを具体的に何か村としてという気持ちでこの質問を書いたんですけれども、今現在ないならない、あるなら答えていただきたいし、それから今後は、じゃ、こうしたことも検討してみたいというものがあるようでしたらぜひ、もう先ほどお話ししましたように国は2001年に林業基本法、県のほうは23年につくって、それで5年間ごとに見直しをするということでやっているところなんで、村としてもそうした直接林業をしている人たちに、何ていうんでしょう、働く場が提供できるとか燃料が安くできるとか、そういった事業を村としても見える形で進めたらいいかなと思いますので、その点について、村の施策についてお答えいただければと思います。

それから、国保については確認なんですけれども、そうすると財源が一本化するだけじゃなくて、資格証明書の発行とかいろんなことも全てが一本化になるということなのかどうかだけ確認したいと思います。

それから、柏崎刈羽原発については同じことになるんですけれども、やっぱり村民の命、健康、そして農業と観光、もう全てにかかわることなので、自治体としていざというときにはやっぱり声を上げていくというのは、ぜひ村長にお願いしておきたいと思います。

以上、幾つか質問に答えていただければと思います。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子君の再々質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございましたクレソントウンの件でございますが、先ほども申しましたとおり、現在調停並びに仮処分申請ということで係争中でございます。そう遠くない時期に、両者言うべきことを述べてきておりますので、裁判官の判断が出るものかと想定しておるところでございます。係争中でございますので、これ以上ちょっと発言は控えさせていただくということで、ご理解をいただきたいと思います。

第2点目でございました国・県の森林に関する施策があるけれども、婦恋村としてどうかというご指摘でございました。具体的な考えがあるかというお話でございました。非常に昔は山持ちは金持ちということで、石油のない時代は山を持っていればエネルギーは全部山から来たと。冬はボヤを切って薪をつくって、さらに炭を焼いて、エネルギーはみんな薪だったと、山だったという状況であります。ガソリンができてから現在はガソリンの世界になって、衣食住全てのところに原油が使われております。さらにそれが今後はエネルギーは水素にかわるのかなというような気がします。

いずれにいたしましても、森を守るということは地球を守るといことだと私は認識しておりますので、村においてもできる限りの施策は努めてまいりたいと思っております。林業を行う方が高齢化しておる、またお年寄りになっておる、また民有林につきましてはほとんど今手を入れられない実態があるということで、現実を見ればそのとおりになっておるわけでございます。それが、だからこそ有害鳥獣が周辺まで出てくるという、こういう意見もあるわけでございますけれども、可能な範囲で今後植樹をしっかりと、国・県の森林環境税、今、県の環境税では先ほど申しましたが、粉碎機を2台とか、あるいは各地域地域の森林整備も協力して、ささやかですけれどもさせてもらっていますし、それから自然保護団体等にも補助事業等で協力をしておるとい状況もでございます。今後におきましても森林県から林業県へという県のほうのスローガンもございますが、我が村においても一歩でもしっかりと森林を守るべく施策を続けてまいりたい、こう思っておりますのでご理解いただきたいと思ます。

最後の、原子力の発電所の件でございます。

直接的に何回も言いますが、自治権が侵されるといいますか、そういう状況が発生すれば積極的に発言はしてまいりたい、こう思っておりますのでご理解をいただきたいと思ます。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） 伊藤洋子議員の再々質問にお答えさせていただきます。

全て県に一本化されるのか、群馬県が保険者として全てやるのかというご質問ですが、最初の村長の答弁にありましたように、財政の責任者ということで全てではございません。村長の答弁の中にありましたけれども、本来、今まで市町村がやった業務のうち、歳入の確保、特にその歳入の確保につきましては群馬県が責任を持ってやると。その公費を除く足りない分を税で補うというのは今までどおりでございます。ただ、それが都道府県化単位になるということで、群馬県として足りない分を各市町村に、保険者にそれを割り当てると。それが国保事業費納付金という形で、また群馬県にそれを納めるということになります。その国保事業費納付金を、今までどおり税として被保険者に負担をしていただくということになりますので、賦課徴収については今までどおり市町村が行うということになります。

それですので、今までどおり賦課徴収は市町村が行いますので、先ほどの質問にもございました差し押さえ等そういった権限が県に移譲されるかということでございますが、それにつきましては市町村単位で今までどおり行うということになります。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 以上で、伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（滝沢倅明君） 日程第5、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件につき、お手元に配付しました一覧のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご異議ありませんので、申し出のとおり決定されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（滝沢倅明君） これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成29年第4回嬭恋村議会定例会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 月 日

議 長 滝 沢 俣 明

署 名 議 員 大 久 保 守

署 名 議 員 羽 生 田 宗 俊